



自主防災組織の 災害対応手引き

姫 路 市

【目 次】

第 1 章 はじめに

- | | | |
|---|----------|-----|
| 1 | 『手引き』の目的 | P 2 |
| 2 | 自主防災組織とは | P 3 |

第 2 章 自主防災組織の役割

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 自主防災組織の役割 | P 6 |
| 2 | 自主防災組織の編成 | 〃 |

第 3 章 平常時の活動

- | | | |
|----|----------------------|------|
| 1 | 組織のリーダー（会長・班長）を決める | P 10 |
| 2 | 活動計画・活動目標を決める | 〃 |
| 3 | 組織を運営し、地域の人材を把握する | P 12 |
| 4 | 地域の防災資機材を点検する | P 13 |
| 5 | 地域の危険箇所や防災施設を把握する | 〃 |
| 6 | 要援護者の見守り体制をつくる | P 15 |
| 7 | 情報の入手先を把握する | P 16 |
| 8 | 勉強会等で正しい防災知識を普及・啓発する | 〃 |
| 9 | 防災訓練を実施し地域の防災力を高める | P 17 |
| 10 | 他地域・組織との協同・連携を行う | P 21 |

第 4 章 災害時の活動

第 1 節 地震編（津波の発生及び

津波浸水の危険性がない地域） P 24 ～ 38

- | | | |
|------|-----------------|------|
| 1. 1 | 発災直後の行動（一次避難） | P 25 |
| 1. 2 | 初期消火活動・消防との協力 | P 27 |
| 1. 3 | 救急・救助活動 | P 30 |
| 1. 4 | 避難行動・避難誘導（二次避難） | P 33 |
| 1. 5 | 避難所（緊急避難場所）の開設 | P 36 |

第2節 津波を伴う地震編（津波浸水の危険性がある地域）	P 39 ～ 46
------------------------------------	------------------

- | | | |
|------|-----------------|------|
| 2. 1 | 発災直後の行動（一次避難） | P 40 |
| 2. 2 | 避難行動・避難誘導（二次避難） | P 42 |
| 2. 3 | 避難所（緊急避難場所）の開設 | P 45 |

第3節 風水害、高潮及び土砂災害編	P 47 ～ 61
--------------------------	------------------

- | | | |
|------|-----------------|------|
| 3. 1 | 台風（豪雨）が来る前に | P 48 |
| 3. 2 | 台風が来たら（豪雨になったら） | P 53 |
| 3. 3 | 避難情報が発令されたら | P 56 |
| 3. 4 | 避難所（緊急避難場所）の開設 | P 59 |

第4節 災害が収束したら	P 62 ～ 64
---------------------	------------------

- | | | |
|---|---------|------|
| 1 | 活動内容の解説 | P 63 |
| 2 | 注意点 | 〃 |

第5章 資料編

- | | | |
|----|--------------------|------|
| 1 | 連合自治会長の役割 | P 66 |
| 2 | 避難情報の種類及び内容 | P 68 |
| 3 | 特別警報 | 〃 |
| 4 | 避難情報の発令の判断基準及び対象地区 | 〃 |
| 5 | 避難所等の種類 | P 77 |
| 6 | 市が開設する自主避難場所の設置方針 | P 78 |
| 7 | 各種情報等の収集先 | P 81 |
| 8 | 災害にあわれたら | P 84 |
| 9 | コミュニティ防災倉庫資機材一覧表 | P 87 |
| 10 | 避難所物資一覧表 | P 89 |
| 11 | 自治会放送 文例 | P 91 |

第6章 参考様式編

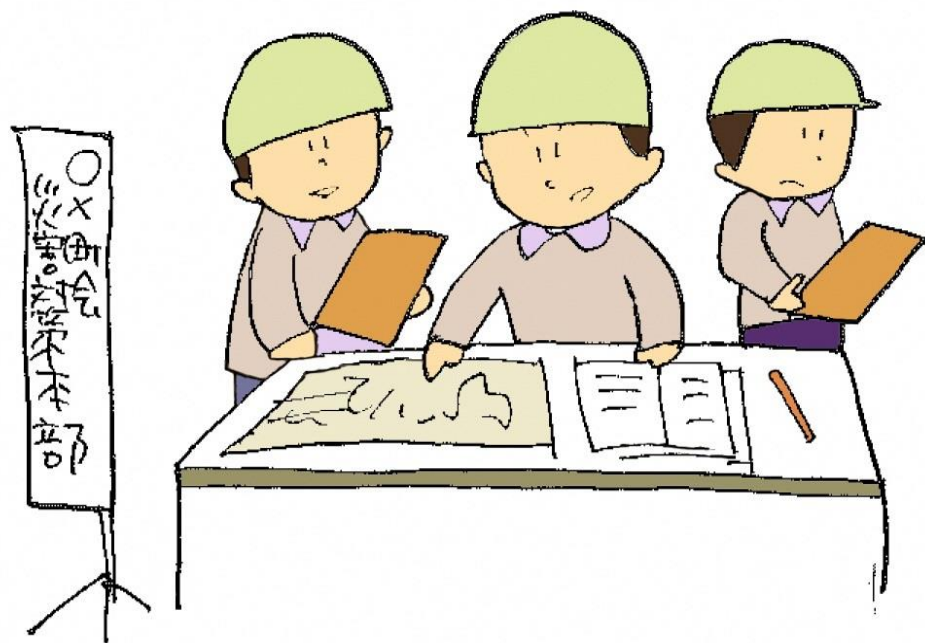
- | | | |
|---|-------------------|------|
| 1 | 役割分担表 | P 95 |
| 2 | 非常時連絡先 | 〃 |
| 3 | 避難所（緊急避難場所） | P 96 |
| 4 | 避難所の開設・運営における役割分担 | 〃 |

☆☆☆ 防災コラム ☆☆☆

① 支え合う関係づくりが地域の防災機能を高める	P 4
② 自助・共助・公助	P 8
③ 「隣保協同の精神」と自主防災組織	P 22
④ 初期消火時の注意点	P 29
⑤ A E D（自動体外式除細動器）について	P 32
⑥ 防災まち歩きについて	P 35
⑦ 避難所における被災者の健康①	P 38
⑧ 避難所における被災者の健康②	P 44
⑨ 防災活動における女性の参画の重要性	P 52
⑩ 正確な情報収集、伝達の必要性	P 55
⑪ 地域の活動や行事と結びついた連携の考え	P 61
⑫ 自主防災組織に期待するもの	P 64

第1章

はじめに



1 『手引き』の目的

『姫路市 自主防災組織の災害対応手引き』は、姫路市内の自主防災組織を対象とした日頃からの防災活動と災害が発生した場合の対応や行動について標準的な動きを取りまとめたものです。

大規模な災害が発生すると、行政や防災関係機関による救助や消火などの活動が十分にできない場合も予想されます。このような時、自主防災組織を中心とした地域ぐるみの防災活動が、災害を最小限にとどめるばかりか、スムーズな復旧活動にも大きな力を発揮します。この手引きは、自主防災組織の日頃からの防災活動を活性化するとともに、災害の局面に応じた活動を安全・的確かつ迅速に行うことを目的として作成したものです。

また、この手引きは、自主防災組織の活動を中心にそれぞれが自身の役割に基づき、適切に連携して活動できる体制を作ることも目的としています。

必要に応じて、この手引きを自身の自主防災組織の活動マニュアル作成にも活用していただければと考えています。

令和元年 7 月

姫 路 市

2 自主防災組織とは

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、地域の連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う住民組織のことです。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、自主防災組織は「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されており、市は、「自主防災組織の充実を図るように努めなければならない。」と定められています。

平成23年に発生した東日本大震災、平成28年に発生した熊本地震、更には平成30年7月豪雨災害のような大規模な災害が発生したときに住民一人ひとりの命を守り、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があります。自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要となります。

この中で、自主防災組織は、地域が主体となって協力し合い、活動することで災害による影響を軽減させる『共助』における中心的な役割を担うことになります。



支え合う関係づくりが地域の防災機能を高める

多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されることとなった。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民によって救出されたという報告があります（図1）。また、特定の地域では自力又は家族や近所の住民によって救出された割合が9割を超えるという調査結果もあります（図2）。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と
消防、警察、自衛隊による救助者数の比較

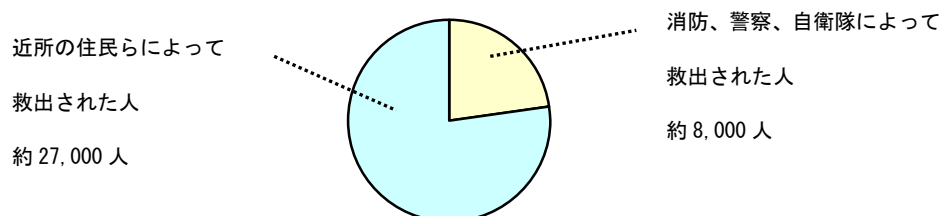
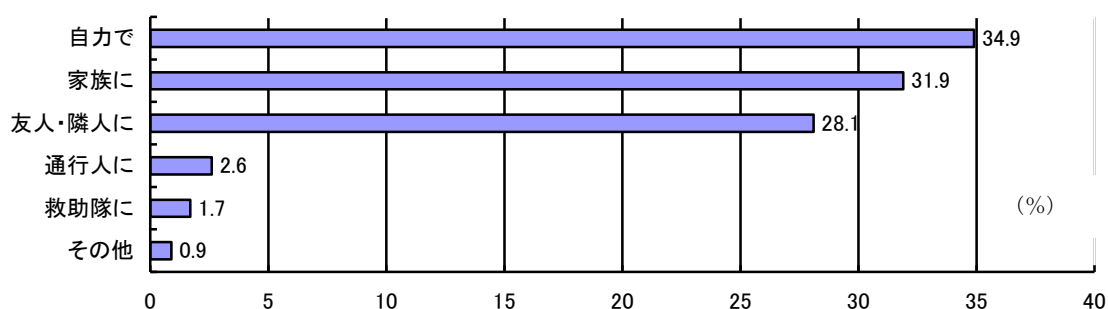


図2 生き埋めや閉じ込められた際の救助



また、発災後の活動では、震源地に近く全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により、発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了した旧北淡町富島地区（現淡路市）の例や、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた神戸市長田区真野地区での活動にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしています。

こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれます。

図1 出典：「大規模地震災害による人的被害予測」（河田 恵昭 自然災害科学第16巻第1号）

図2 出典：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書（神戸市内、標本調査）」（日本火災学会）

第2章

自主防災組織の 役割



1 自主防災組織の役割

自主防災組織は、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、平常時・災害時の両面で次のような非常に重要な役割を担っています。

【自主防災組織の主な役割】

平常時の役割：防災資機材の備蓄・管理、地域内の安全点検、地域内の人材・要援護者の把握、防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施 など

災害時の役割：避難の呼びかけ・誘導、初期消火活動、被災者の救出・救助、要援護者の支援、避難所の運営・支援、一時避難場所（地域の集会所など）の開設・運営、地域の被害情報の収集 など

2 自主防災組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長や副会長をおき、自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

自主防災組織の成り立ちは、単独の自治会の防災部として結成される場合、複数の自治会で合同して一つの防災組織が結成される場合、自治会とは別の組織として結成される場合など、さまざまですので、その成り立ちや、地域の状況に応じて、適切な組織の編成を行います。

自主防災組織の班構成は、地域の状況や成り立ちに応じて自主防災組織自身で定めるものですので、以下の標準的な班編成や、他地域での班編成例、また『姫路市避難所運営のポイント』に示す避難所の班編成と役割分担等を参考に、構成員で相互に話し合っ、より地域に合った組織編成を行ってください。

新たに自主防災組織を立ち上げる場合には、まずは地域に必要な最低限の班編成からはじめて、徐々に編成を充実させることも重要です。



【標準的な班編成及び役割】

編成	役割	
	平常時	災害時
本部（自主防災会長・隊長・副隊長）	1 会の統率及び運営指導 2 防災訓練の実施 3 一時避難場所の選定	1 各班の調整、指導及び防災関係機関との連絡調整 2 避難所等の開設・運営の調整 3 （風水害時）自主避難場所としての一時避難場所の開設
総務班	1 全体調整 2 他機関との連絡調整 3 災害時要援護者の把握	1 全体調整 2 他機関との連絡調整 3 被害・避難状況の全体把握 （災害時要援護者の避難状況等） 4 災害時要援護者の避難の支援
情報広報班	1 防災知識の普及・啓発 2 情報伝達訓練の実施	1 情報の収集伝達、避難情報の伝達 2 被害情報を集約し、防災機関へ通報 3 出火防止の広報
消火班	1 資機材の点検・管理 2 防火の広報 3 初期消火訓練の実施	1 火災の警戒（地域パトロール） 2 初期消火活動
救助班	1 資機材の調達・管理 2 資機材の取扱いの習得 3 救出訓練の実施	1 負傷者の救出活動
応急救護班	1 負傷者の応急救護に必要な知識及び技術の習得 2 負傷者の搬送法の習得 3 応急処置訓練の実施	1 負傷者の応急救護 2 負傷者の搬送
避難誘導班	1 集合場所、避難経路、避難場所、標識などの巡回・点検 2 地域内の現状把握 3 避難訓練の実施	1 集合場所、避難経路、避難所の安全確認 2 人員点呼 3 避難の説得 4 住民の避難誘導 5 災害時要援護者の避難の支援（補佐）
給食給水班	1 器具の点検	1 給水活動 2 炊出し 3 水・食料の配分

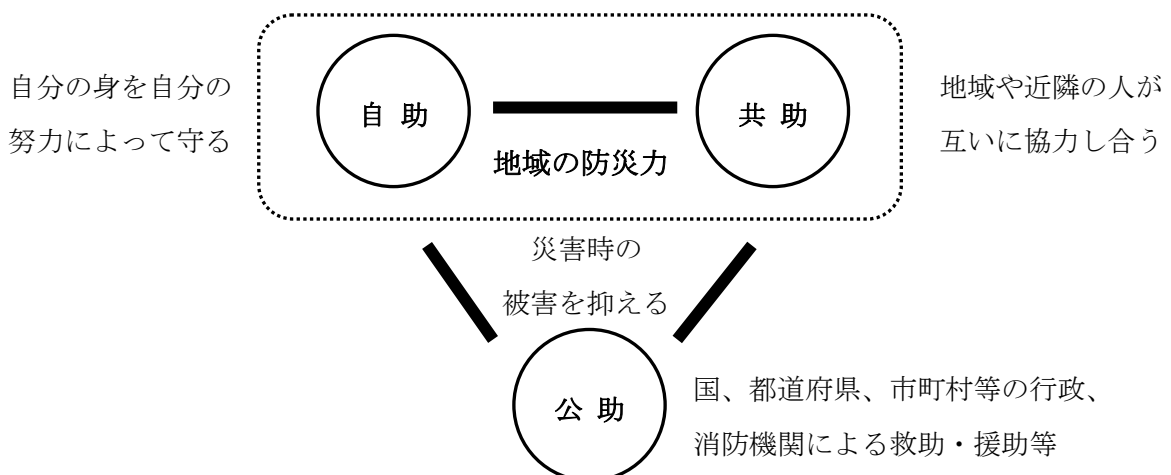
＜班編成のポイント＞

- ✓ **地域内でバランスよく対応できる班編成**
(人口や世帯数、昼間に地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯に応じた配置等)
- ✓ **地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性を持たせる配置**
(班の活動内容について専門家や経験者(例：(元)消防職員・(元)消防団員等の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等)の登用等)

コラム ②

自助・共助・公助

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、国や都道府県、市町村の対応(公助)だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る(自助)とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと(共助)が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減が図れます。



第3章

平常時の活動



1 組織のリーダー（会長・班長）を決める

- 自主防災組織の組織編成に基づき、地域の話し合いで、会長や班長を決めましょう。会長や班長は、適切な頻度で交代することで、無理なく活動が続けられ、一部の人に役割が集中しすぎないような組織とすることが大切です。
- 地域の防災士や看護師など、防災に役立つ技能や知識を持った地域の人を積極的に組織に加えることや、女性、若者、外国人等、さまざまな立場の人の意見を聞き、組織の運営に反映させることも大切です。
- 会長などリーダーが不在の時に災害が発生することも十分考えられます。特定の人がないでも、臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるよう対策を考えておきましょう。

2 活動計画・活動目標を決める

I 年間の活動計画を決める

- 年度当初の総会等を機会として、自主防災組織の活動計画を作成しましょう。
- 地域の防災士等と協力して自主防災組織の現状と課題を確認し、できるだけ多くのメンバーで取り組み、多くの住民が参加できるような防災訓練や研修会等の活動計画を作成することで、各班長・班員をはじめとする全会員の防災意識の高揚にもなります。
- 活動計画の例は次の通りです。

【自主防災組織の年間活動計画（例）】

- ・ 4月 会員名簿等の更新、総会、年間活動計画の検討・作成
- ・ 5月 防災まち歩きでの避難経路の確認・点検
- ・ 6月 自主防災訓練の企画準備
- ・ 7月 自主防災訓練の実施
- ・ 8月 市の主催する総合防災訓練への協力と参加呼びかけ
- ・ 9月 家具の固定や備蓄に関する会員アンケート
- ・ 10月 防災資機材の点検
- ・ 11月 津波避難訓練の実施
- ・ 12月 防災講習会・講演会の企画準備
- ・ 1月 防災講習会・講演会の実施
- ・ 2月 各班単位の検討・反省会、次年度活動の意見出し
- ・ 3月 地域の初期消火訓練（消防団・小学校と合同）

Ⅱ 活動目標の決定

- 年間の活動計画と合わせて、中・長期的な自主防災組織の活動目標を定めておくと、自主防災組織の活動方針の決定や、地域の防災意識の高揚にも役立ちます。
- 地域の住民が親しみやすいスローガンで目標を立てるのもいいでしょう。
- 防災に関する課題は短時間で解決できるものばかりではなく、継続的に実施することで初めて効果のあるものも多いものです。活動を一過性のものに終わらせないためにも、無理なく続けられる目標を立てることも大切です。
- 活動目標の例は次の通りです。

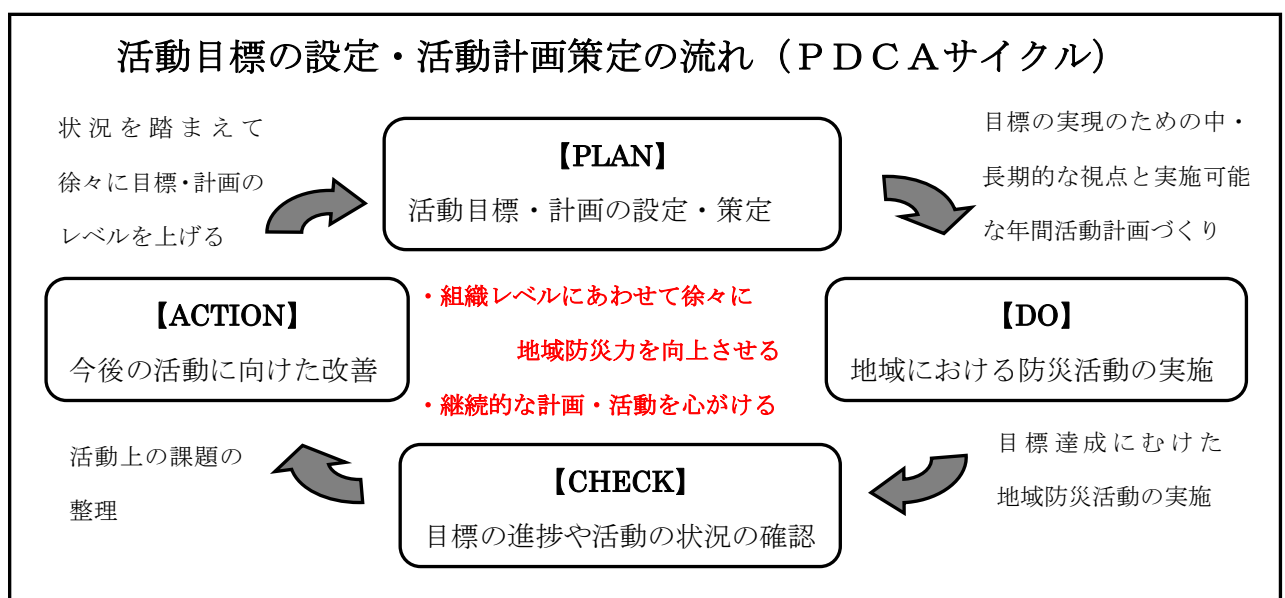
【自主防災組織の活動目標（例）】

<活動目標>

- ★各家庭内の防災対策の徹底
- ★地域の要援護者の見守り体制の構築
(地域の福祉マップの整備、支援者の決定等)
- ★地域独自の防災訓練の実施

<スローガン>

何があってもまず避難、被災者を一人も出さない〇〇地区を、みんなでつくろう！



3 組織を運営し、地域の人材を把握する

I 組織規約の見直し

- 自主防災組織の実情や今後の活動目標と、現状の規約が整合しない場合は、必要に応じて規約の更新、見直しを行いましょう。

II 自主防災組織の名簿の作成、更新及び管理

- 自主防災組織の各世帯の住所・氏名・年齢や構成員の続柄等について記入した、名簿を作成しましょう。
- 既に作成されている場合でも、定期的に更新や見直しを実施してください。
- 名簿には、防災に関する知識や技能、平日昼間の居場所や血液型についての情報があると便利です。これらの情報があれば、一時避難場所や避難所（緊急避難場所）での世帯人員の確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用することができます。
- ただし、プライバシーに係る項目もありますので、名簿の記載については、当事者の了解を得る、もしくは書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。また、使用目的や管理方法を自主防災組織で定めておきましょう。
- 自主防災組織の名簿は、自治会の名簿と兼ねて作成されている場合もあります。その場合でも、防災の視点を入れた名簿作成に取り組むことが望まれます。
- 自主防災組織の名簿作成を通じて、災害発生の時間帯（平日（昼間）、休日、夜間など）に応じた緊急時の自主防災組織の活動に協力できる人材を把握しておきましょう。

III 地域内の防災に役立つ知識・技能を持った人の把握

- 名簿の作成・更新と合わせて、地域内の（元）消防職員、（元）消防団員、（元）自衛官、医師、看護師など防災に役立つ知識・技能を持った人を把握しておきましょう。防災に役立つ、地域内の意外なエキスパート探しをしてみるのもよいでしょう。

<例えば・・・>

- ★重機やチェーンソーなど、救出救助に役立つ機械を操作できる人
- ★災害時の外部連絡に役立つアマチュア無線の愛好家
- ★人ひとりなら担いでどこまでも運べる地域一番の力持ち
- ★ライフライン寸断にも対応できるキャンプやアウトドアの達人

4 地域の防災資機材を点検する

- 防災資機材について、資機材台帳を作成・管理・更新し、自分の地域に何があるのかを把握・確認しておきましょう。
- 不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。
- いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。

日頃からの点検活動のなかで、電源（バッテリー）や燃料等の保管状況の確認と取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。また、資機材の倉庫のカギの保管場所、管理方法を周知しておくことも大切です。

【地域の防災資機材】

市が地区自主防災組織ごとに設置しているコミュニティ防災倉庫には、主に消火用具や救助、避難・避難誘導のための防災資機材用具が配備されています。《 P87参照 》

大規模な災害が発生すると、行政や防災関係機関による活動が十分にできない場合もあります。このようなとき、地域ぐるみでの防災活動が大きな力を発揮します。

5 地域の危険箇所や防災施設を把握する

I 地域の防災点検

- 自分たちの暮らしている地域に、どのような特徴があり、防災上どのような危険があるか知っておくことは、非常に大切なことです。
- がけ地やブロック塀の転倒等の危険な場所、集会所、店舗、病院等の災害発生時に役立つ施設、高台等の避難場所、避難所がどこにあるかなど、防災の視点で地域を点検しましょう。
- 点検の方法としては、地域住民と地図を片手に実際の地域を確認しながら歩いてみる「防災まち歩き」などを地域の関係団体や防災に役立つ知識や技能を持った人の協力を得て行うことも効果的です。

【地域の防災点検のポイント】

・地理的な条件

◇地形、地質、河川・溪流

◇浸水想定範囲（ハザードマップと現地の見比べ・確認）

- ◇土砂災害警戒区域等（ハザードマップと現地での見比べ・確認）
- ・地域の危険箇所
 - ◇爆発物・可燃物等の集積場所
 - ◇倒壊の恐れのあるブロック塀、古い空家、自動販売機等
- ・地域の防災施設、災害時に活用する施設
 - ◇行政施設、病院、食料・医療品・生活必需品の取扱店舗
 - ◇避難場所、避難所、救護所、防災倉庫
 - ◇公衆電話の設置場所、防災行政無線の設置場所
 - ◇避難経路の道幅、安全性、通やすさ

Ⅱ 地域の防災マップづくり

- 防災点検などで得られた情報は、「防災マップ」として整理しておきましょう。
- 防災マップは、災害時の避難などに役立つほか、地域で作成し情報を共有することで、地域の防災意識の向上にもつながります。

【地域の防災マップに記載する情報の例】

- ・災害発生危険がある場所
 - ◇河川や津波等の浸水想定区域
 - ◇がけ、斜面等土砂災害危険箇所
 - ◇危険な溪流、河川、用水路
 - ◇過去に災害があった場所
- ・地域の危険箇所
 - ◇爆発物・可燃物等の集積場所
 - ◇倒壊の恐れのあるブロック塀、古い空家、自動販売機等
- ・避難関連施設
 - ◇避難所
 - ◇避難場所
 - ◇既存建物を活用した津波避難ビル
 - ◇避難経路
 - ◇避難誘導看板設置場所
- ・防災関係施設
 - ◇役所、消防署、消防団詰所、警察署、交番等行政施設
 - ◇社会福祉施設、病院、薬局
 - ◇防災資機材、備蓄倉庫
 - ◇井戸、消火器、消火栓、公衆電話、A E D設置場所

6 要援護者の見守り体制をつくる

I 要援護者登録と日頃からの声かけ

- 要援護者とは、高齢や障がいなどの理由により災害時に自力で避難することが困難な方を指します。
- 要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者の把握や要援護者との関係づくり、地域での声かけ・見守りなどが重要になります。
- そのためには、要援護者に「災害時要援護者台帳」への登録を促し、日頃からの声かけ・見守りを通じて地域全体で、どこに、どのような援助を必要とする要援護者が住んでいるかを把握しましょう。

II 地域内の要援護者台帳の作成

- 自主防災組織においては、会員名簿、普段からの地域のつながりを活かし、災害時にも要援護者へ速やかに手を差し伸べられる体制づくりが必要です。市が作成している「災害時要援護者支援協議会運営マニュアル」に基づき、地域にお住いの要援護者の台帳を作成しましょう。また、台帳に登録された要援護者情報に変更がないか定期的に確認し、更新・管理していきましょう。
- 平成31年4月より「姫路市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を施行しました。この条例は、市の福祉情報等から要介護3から5などの一定の要件に該当する方を抽出した名簿である「避難行動要支援者名簿」の名簿情報を、平常時から外部へ提供を可能とするもので、現在、名簿情報を活用した地域における活動マニュアルを作成中です。名簿情報を活用して、地域における要援護者の把握に役立ててください。

III 支援方法・支援者の確認

- 要援護者の名簿を活用して、災害時に「誰が（支援者）、誰を（要援護者）、どのように支援するか（支援内容）」について整理しておきましょう。
- 日本語に不慣れな外国人に対する情報伝達方法を確立しておきましょう。
- 支援者及び支援方法の確認・整理は、自主防災組織だけではなく、社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者及び消防団等と協力して行うことが求

められます。

- また、円滑な情報伝達・避難支援等のため、次のような情報を掲載した地域の福祉マップづくりを行うことも、いざという時の要援護者の安全確保に役立ちます。

【地域の福祉マップに記載する情報の例】

- ◇要援護者の自宅、普段の居場所
- ◇支援者の自宅、普段の場所（色、番号、マークの形などで、要援護者と対応する支援者の組み合わせがわかるようにします）
- ◇避難誘導先、誘導経路
- ◇社会福祉施設、病院、民生委員・児童委員など地域の施設や人材
- ◇地域の危険箇所等災害時に近づいてはいけない場所

7 情報の入手先を把握する

- 気象情報や雨量情報などの入手先を把握する。《 P81～参照 》

8 勉強会等で正しい防災知識を普及・啓発する

- 地域住民が災害に対する正しい知識を持ち、災害に事前の備えをして、いざという時に迅速で的確な行動ができるような、防災知識の普及・啓発は、自主防災組織の重要な役割です。自主防災組織は、地域の関係団体などと協力して、勉強会・講演会等による防災知識の普及・啓発に努めましょう。
- 防災に関する勉強会・講習会等の開催に関しては、必要に応じて市（危機管理室）にご相談ください。

【主な活動方法】

- ◇防災組織の会合の機会における話し合い
- ◇この手引きや市の発行するハザードマップ等の活用
- ◇市や防災関係機関の開催する講演会や勉強会への参加、参加呼びかけ
- ◇防災に関するチラシやパンフレット、広報紙の作成
- ◇地域の関係団体等が参加した検討会（図上訓練等）
- ◇外部の防災の専門家等による講演会・講習会

【主な防災啓発の内容】

- ◇災害に関する基礎知識、地域の災害に対する危険性
- ◇家庭内防災対策の促進（家屋の耐震化、出火防止、食料・非常用持ち出し品の備蓄、家具の転倒防止対策、家庭内の災害時のルール決め、災害伝言ダイヤル（171）等による連絡方法など）
- ◇自主防災組織の活動の紹介、活動への積極的な参加の呼びかけ
- ◇過去の災害の経験の語り継ぎ等による、地域のこども、若者を対象とした次世代の防災リーダーの育成
- ◇避難のタイミングの把握

9 防災訓練を実施し地域の防災力を高める

I 行政機関の主催する防災訓練に参加し、住民への参加を呼びかける

- 自主防災組織は、行政機関（市や国・県等）が主催する以下のような住民参加型防災訓練に参加しましょう。
- 地域住民の防災訓練への積極的な参加を呼びかけてください。

【行政機関が主催する住民参加型の防災訓練】

★総合防災訓練★

大規模な地震や風水被害等を想定して、防災関係機関、自主防災組織、企業、地域住民等の参加の下に、総合的な防災訓練を毎年実施しています。

★南海トラフ地震一斉避難訓練★

南海トラフ地震による災害に備え、住民や防災関係機関に対して津波被害への警戒を喚起することを目的に毎年11月5日に実施しています。

II 自主的な防災訓練を企画・実施する

- 地域で行う防災訓練は、自主防災組織における活動の中心のひとつです。
- ここでは、主な防災訓練のメニューを紹介します。いくつかの訓練を組み合わせるなど、地域の特性に応じた訓練を実施しましょう。
- 防災訓練の参加者を増やし、地域の防災意識を向上させるためにも、防災訓練の中にイベント的な要素を取り入れる、逆に地域のイベントに防災訓練の要素を取り入れるなど、参加しやすく、参加者

が楽しめるような工夫をすることも大切です。

- 防災訓練は、自主防災組織が単独で行うのではなく、他の自主防災組織や、学校、事業所、社会福祉施設、病院等と合同で行うと、いざという時に協力や連携が行いやすくなります。

【主な防災訓練のメニュー】

★救出・応急救護訓練★

倒壊家屋からの救出、ケガ人の手当・搬送、心肺蘇生法、AED使用方法の確認等、救出・応急救護方法を習得する訓練。消防機関と連携して実施すると効果的です。

＜救出・応急救護訓練のポイント＞

- ✓ 地域の防災士や、消防団、消防署等、専門家の指導のもとで、正しい方法を習得するようにしましょう。
- ✓ 地域の防災資機材や、家庭の備蓄物資を活用してみましょう。
- ✓ 毛布やTシャツで応急担架を作るなど、身近な災害時でも使えるものを活用してみましょう。

★初期消火訓練★

消火器、バケツリレーなどによる初期消火の方法や、火災から身を守る方法等を習得するための訓練。消防機関と連携して実施すると効果的です。

＜初期消火訓練の内容例＞

- ✓ **火災発見時の対応の確認**
大声で周囲に知らせる、火災報知機があれば使う、119番通報の模擬練習をするなど、発見時に行うべきことを確認します。
- ✓ **消火器の使用手順の習得**
消火器を実際に使ってみて、使い方を習得します。
(①安全ピンを抜く⇒②ホースを外して火元に向ける
⇒③レバーを強く握って消火剤を噴射する)
- ✓ **バケツリレーゲーム**
地区別等、チームを作ってバケツリレーの速さを競います。防災イベントなどに組み込んで楽しみながら行いましょう。

★避難・誘導訓練★

地域の避難方法・避難経路を確認し、落ち着いて速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練。社会福祉施設等と連携して要配慮者の避難支援訓練と合わせた実施も効果的です。

<避難・誘導訓練の手順例>

- ① 発災時刻（集合時刻）、集合場所等を決めます。
↓
- ② 発災時刻になったら、訓練参加者は非常用持ち出し品をもって集合場所（避難場所）に集合します。訓練運営者は避難を呼びかけます。
↓
- ③ 避難所への避難誘導を行います。その際は、避難経路に危険性がないかなどを確認しながら避難します。
↓
- ④ 避難所についたら、避難者を確認・集計します。
↓
- ⑤ その後すぐに解散でもよいのですが、引き続き避難所運営訓練等も実施しましょう。

★避難所運営訓練★

「姫路市避難所運営のポイント」を活用し、避難所開設・運営手順を確認する訓練。多くの避難者が発生した場合に避難所の運営を円滑に進めるためには、施設管理者や同じ避難所に避難する他の自主防災組織との共同訓練も実施しましょう。

<避難所運営訓練の内容例>

- ✓ **避難所レイアウトづくり**
事前に作成した避難所運営シートに基づき、避難所運営本部、情報掲示板、避難者収容スペース等を実際に配置してみます。
- ✓ **避難者の受付登録**
参加者に避難者家族票を配布し、避難者名簿を作成します。
- ✓ **コミュニティ防災倉庫に保管する防災資機材の確認・活用**
防災資機材一覧表を確認します。また、発電機の始動や仮設トイレの組み立て等を行い、防災資機材の活用方法を習得します。

※ 詳細は、「姫路市避難所運営のポイント」を参照してください。
姫路市のホームページよりダウンロードできます。

(<http://www.city.himeji.lg.jp/var/rev0/0127/3311/hinansyouneinopointo.pdf>)

★給食・給水訓練★

災害時において、住民に円滑に食料や飲料水を配給するための訓練。地域イベント等と連携しやすい訓練です。

<給食・給水訓練の内容例>

✓ 炊き出し訓練

避難所運営訓練等と合わせて、消費期限の近い備蓄食料などを活用し、お湯を沸かして、実際に作ってみます。

なお、火気の取り扱いには十分注意しましょう。

✓ 給水訓練

給水車からの給水や（学校などに設置している）受水槽の蛇口からポリタンクに給水してみます。

また、耐震性貯水槽が設置してある施設は、実際に使用してみます。

★情報収集・伝達訓練★

地域の被害状況や避難状況等の情報を収集し、市や防災関係機関へ伝達するとともに、市等から発信される情報を地域住民に伝達する訓練です。

<情報収集訓練の手順例>

- ① 地域の被害想定図を作成し、個々の被害情報に切り分けます。
↓
- ② 被害情報をそれぞれ訓練参加者に伝達します。
↓
- ③ 次々に被害状況を伝達して、自主防災本部に集約します。
↓
- ④ 自主防災本部で、地域の被害状況を取りまとめます。
↓
- ⑤ 最初の被害想定図と比べて、情報の正確さや速度を評価します。

★その他の訓練★

○ 避難所HUG（Hinanzyo避難所、Unei運営、Gameゲーム）

HUG（ハグ）は「抱きしめる」という意味から、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ね合わせて名付けられました。避難者の年齢や性別など、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図に適切に配置できるか、次々起こる出来事にどう対応していくかを、参加者で意見を出しあったり、話し合ったりしながら、避難所の運営を学ぶことができるゲームです。

○ DIG（Disaster災害、Imagination想像力、Gameゲーム）

DIG（ディグ）は「掘る」という意味を持つ英語の言葉であり、「災害を理解する」、「まちを探究する」といった意味が込められています。参加者が、大きな地図を囲んで書き込みを加えながら、身近な地域で起こるかもしれない災害を具体的なものとして捉えることができるゲームです。

○ クロスロード（Crossroad）

クロスロードは、岐路、分かれ道のことで、そこから転じて、重要な決断、判断のしどころを意味します。実際の災害で問題となった災害対応のジレンマに対して、参加者がカードを使い、自分自身で、二者択一の設問にYesまたはNoの判断を下し、防災を「我が事」として考えるとともに、参加者同士で、相互に意見を交わすことにより、自分と同じ意見や異なる意見など多くの価値観や視点にふれることができるゲームです。

10 他地域・組織との協同・連携を行う

- 自主防災活動は、各自主防災組織単独で行うものばかりではなく、他の自主防災組織、消防団、学校、事業所、社会福祉施設、NPO等と協力・連携することで、より効果が発揮できるものがあります。防災に関するさまざまな組織との連携に努めましょう。

コラム ③

「隣保協同の精神」と自主防災組織

隣保協同の精神とは、「となり近所の家々や人々が役割を分担しながら、力・心を合わせて助け合う」ことをいいます。

隣保 … となり近所の家々や人々との日常的なつながり

協同 … 役割を分担しながら、力・心を合わせて事にあたること

自主防災組織は、災害に対して地域・近隣で協力しあえる組織として、隣保協同の精神に基づく活動が求められています。

第4章

災害時の活動

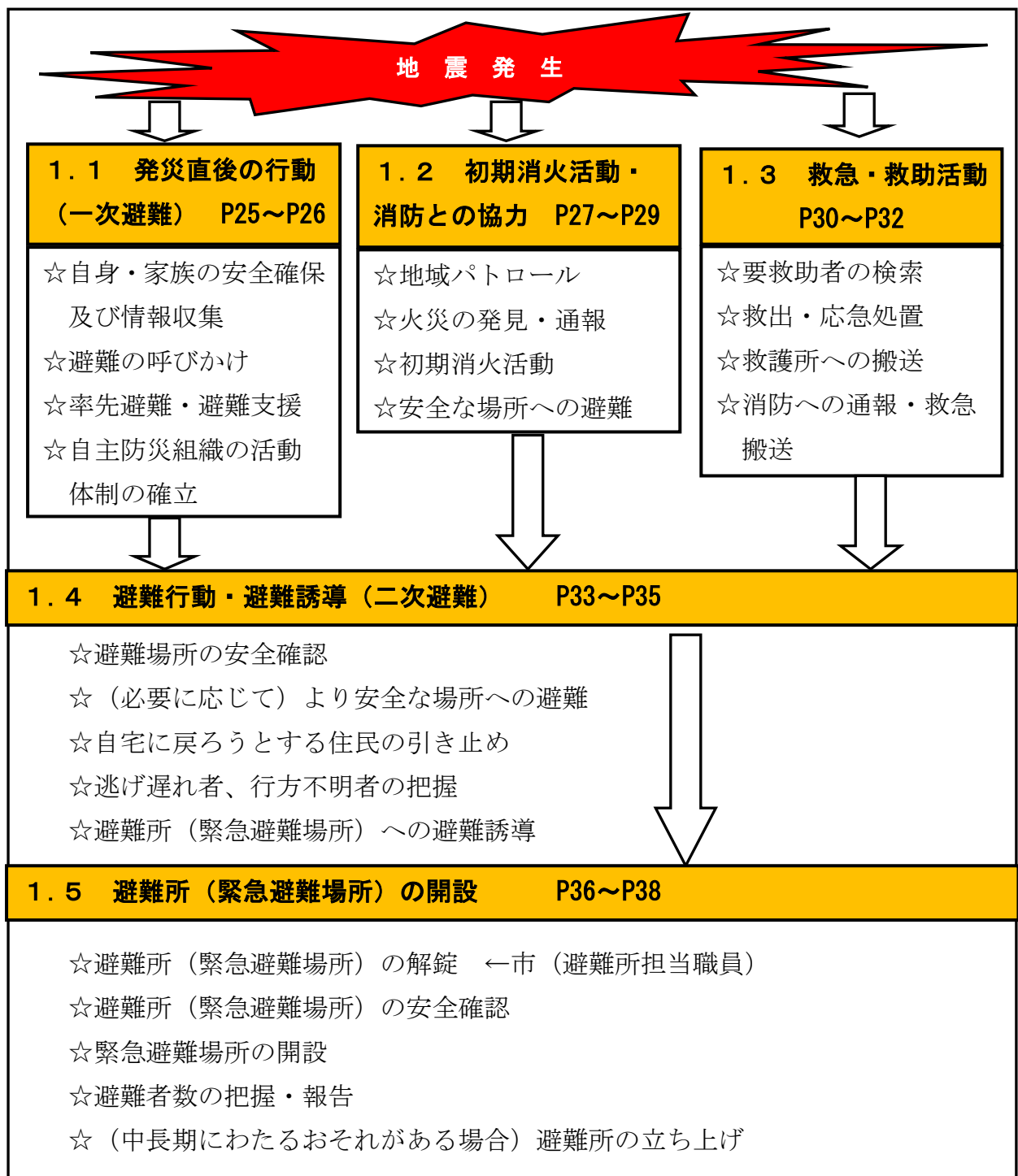


第1節 地震編（津波の発生及び津波浸水の危険性がない地域）

この節では、山崎断層帯地震等の津波の発生がない地震災害や津波による浸水の危険性がない地域において、自主防災組織が発災初期にどのような活動をすべきかについて解説します。

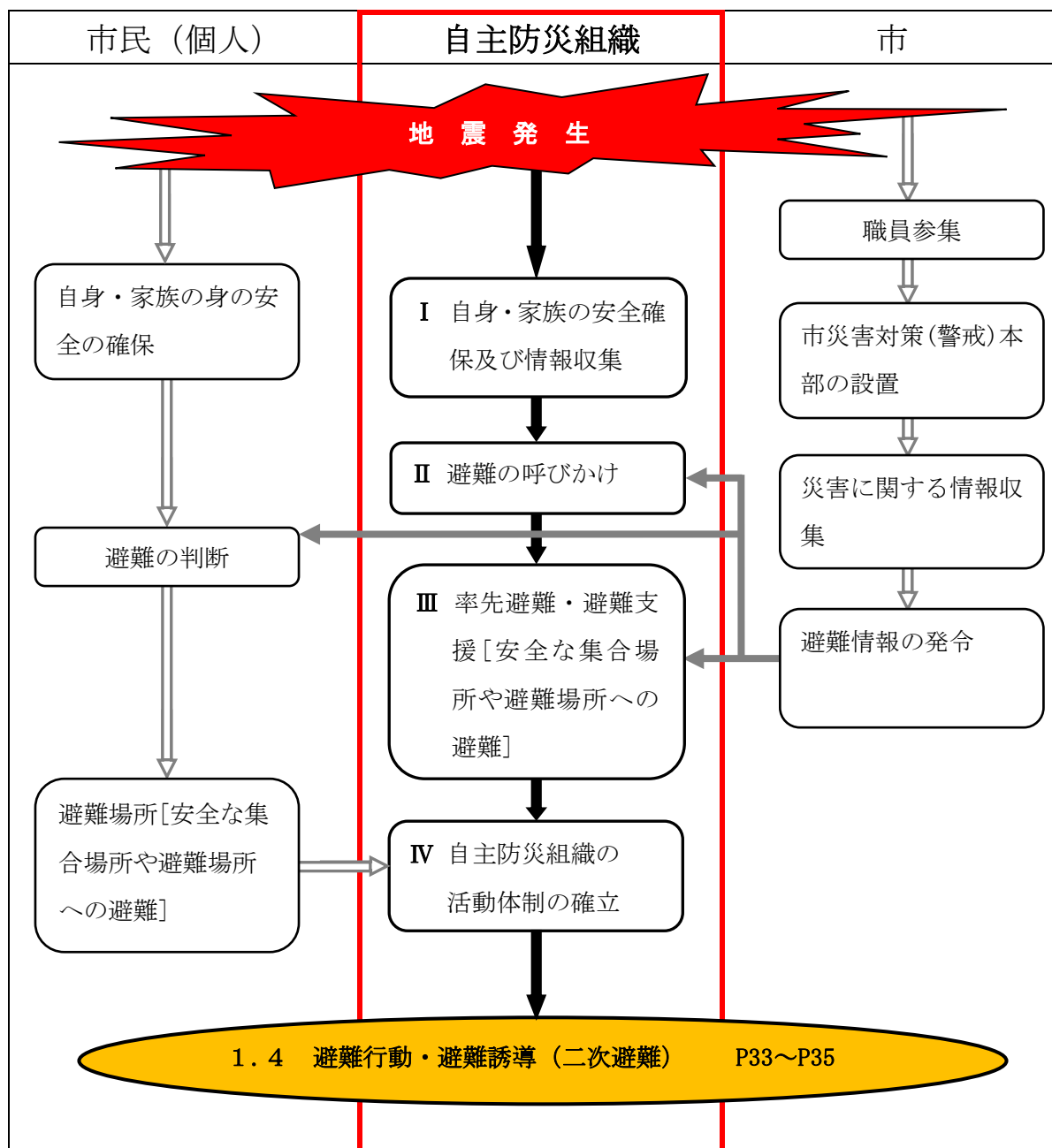
発災後の自主防災組織の全体フローは次のとおりです。フロー中の番号は、以降の項番号に対応しています。

【発災後の自主防災組織の初期活動全体フロー】



1.1 発災直後の行動（一次避難）

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 自身・家族の安全確保及び情報収集

まずは、自分自身と、家族の身の安全を最優先してください。

次に、以下の方法により、姫路市における災害情報を収集し、避難の必要性を判断します。

- 市災害対策（警戒）本部から連合自治会長への電話連絡
- コミュニティFM（FMゲンキ）、ケーブルテレビ（WINK）
- ひめじ防災ネット
- 緊急速報メール、エリアメール
- 市ホームページ（ひめじ防災Web）、市公式アプリ（ひめじプラス）
- 防災行政無線
- その他、テレビ、ラジオの放送など

II 避難の呼びかけ

住民の生命に危険が及ぶおそれがあるときは、避難情報の有無にかかわらず、自主防災組織の判断で積極的に避難を呼びかけてください。市から避難情報が発令されたときは、住民に避難を呼びかけます。

III 率先避難・避難支援[安全な集合場所や避難場所への避難]

自主防災組織のみなさんは、自らが率先避難者となり、組織であらかじめ定めた安全な集合場所に避難することで、周囲の人にも避難行動を促してください。

避難場所への避難は、住民各自で行うことが基本となります。要援護者へは、必要に応じて担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援しましょう。

IV 自主防災組織の活動体制の確立

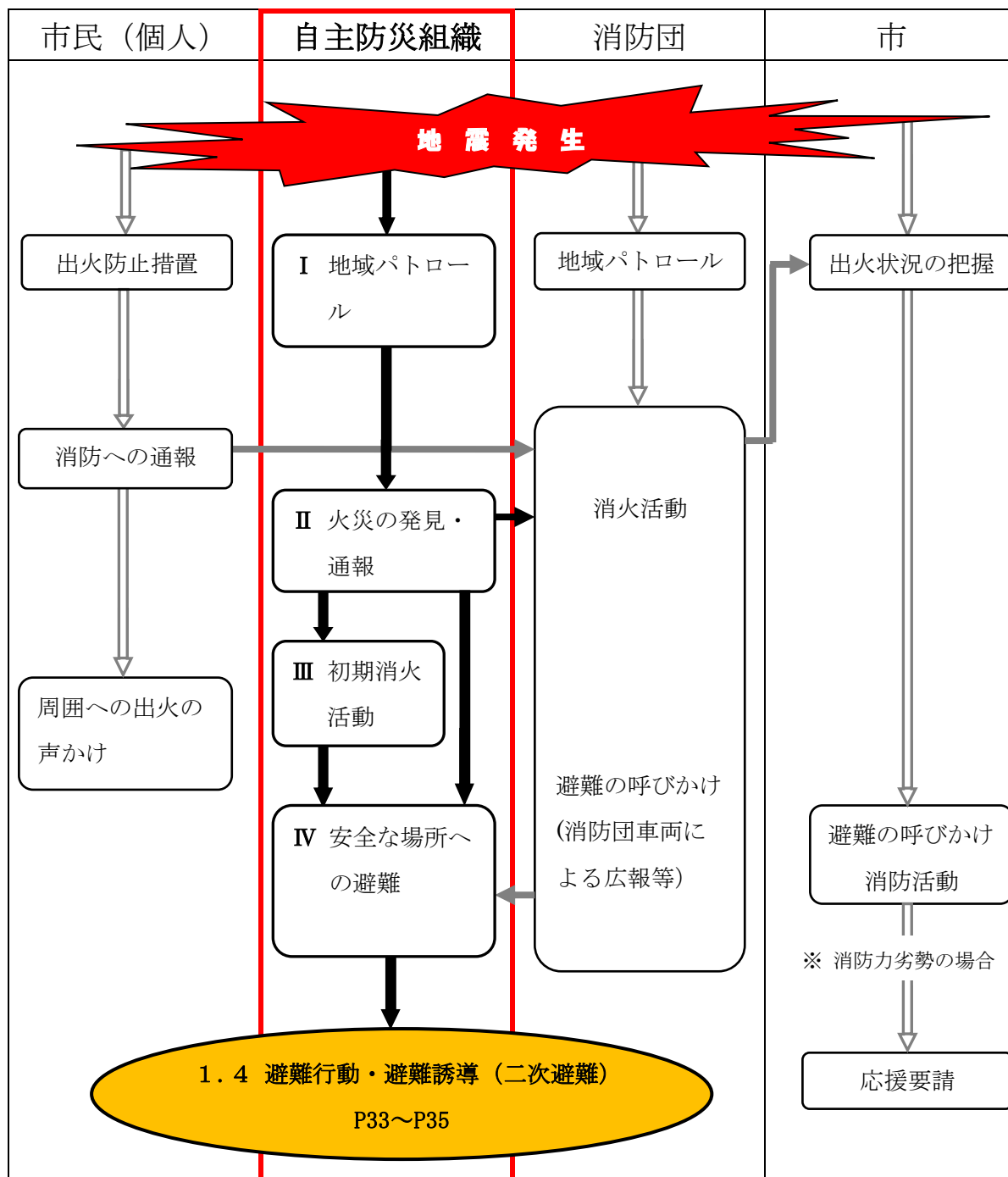
安全な集合場所に避難ができれば、自主防災組織は組織の規約に基づき、速やかに活動体制を確立し、役割分担を行います。

3 平常時の準備

- 災害情報の収集手段を日頃から確認し、準備しておきましょう。
- 避難を呼びかける方法、分担範囲、対象者(要援護者)を決めておきましょう。
- 自主防災組織の活動体制を確立する場所を決めておきましょう。

1.2 初期消火活動・消防との協力

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 地域パトロール

自主防災組織の区域内の巡回パトロールを行い、避難の呼びかけを行うとともに、火災が発生していないか、救助を必要とする方がいないか検索します。

II 火災の発見・通報

パトロールにおいて火災を発見した場合、まずは消防（119番）への通報を最優先で行います。

【火災通報要領（例）】

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか	火事です
場所はどこですか	姫路市〇〇町〇〇番地です
目標になる建物や店舗等を教えてください	〇〇の南側です
何が燃えていますか	〇〇が燃えています
あなたの名前と、今かけている電話の番号 を教えてください	私の名前は〇〇〇〇です 電話番号は〇〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇です

III 初期消火活動

- 通報後、「火事だ！」と大声で周囲へ呼びかけます。ホイッスルがあれば、併用して周囲へ知らせましょう。
- 出火の状況を見極め、消火器やバケツリレー等で消火可能と判断した場合には、初期消火（※1）を試みます。
 - ※1 初期消火の目安：初期消火が可能なのは、天井に火がまわるまでといわれています。
- 消防団や市消防局のパトロールを見つけた場合には、消火を要請しましょう。

IV 安全な場所への避難

初期消火終了後、あるいは、火災の危険性によりその場に留まることが危険と判断したら、速やかに避難しましょう。無理な消火は絶対に行わず、身の安全を優先してください。

3 平常時の準備

- 地域の巡回パトロールの手順、経路、分担等を確認しましょう。
- 消火器具を備蓄しましょう。
- 訓練などで消火器の使い方、バケツリレーなど初期消火方法を習得しましょう。



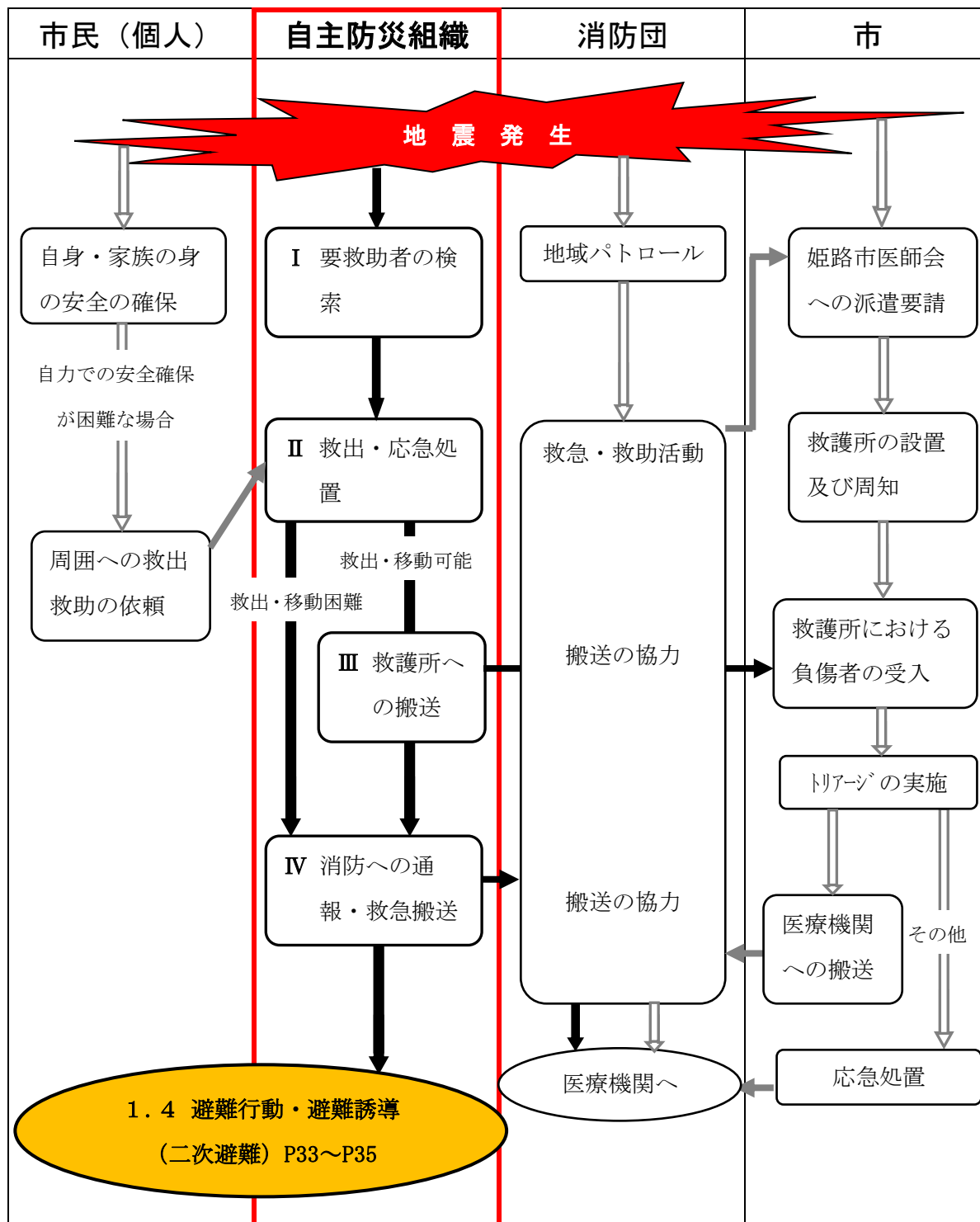
コラム ④

初期消火時の注意点

- 地震が発生した場合、各消火班員は、自分の家庭の出火防止処置及び家族の安全対策を講じた後に、速やかに参集場所に参集する。
- 組織の地域内に火災が発生した場合は、最低限必要な班員が集合し次第出動する。
- 放水は、原則として屋外で行う。
- 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- 津波発生の可能性がある場合は、迅速に避難する。

1.3 救急・救助活動

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 要救助者の検索

自主防災組織の区域内の巡回パトロールを行い、避難の呼びかけを行うとともに、救助を必要とする人（以下、「要救助者」という。）がないか検索します。

II 救出・応急処置

要救助者を発見した場合は、安全確保を優先しつつ、地域の消防団や防災士等と協力して救出活動を行い、止血、固定、心肺蘇生等必要な応急措置を行います。

要救助者の状況により、次の行動を判断します。

- 無傷、軽いケガで自力での移動が可能な場合
⇒ 一般の避難者と同様の行動
- 生命の危険性は低いが、早急な措置を要する場合
⇒ 救護所への搬送
- 大ケガ等、生命の危険性が高い場合
⇒ みだりに動かさず、消防へ通報

III 救護所への搬送

市は、医師会等と協力して、拠点避難所に救護所を設置します。そのため、要救助者が早急な措置を要する場合は、救護所へ搬送します。救護所の設置が確認できない場合は、最寄の医療機関または避難所に搬送します。

IV 消防への通報・救急搬送

ケガ等により救出が困難な場合や、生命にかかわり救急措置が必要な場合は、公衆電話、携帯電話、消防団や行政のパトロールへの口頭伝達、行政機関へ直接出向くなど、あらゆる手段をとり、消防へ通報し、救急搬送を依頼します。

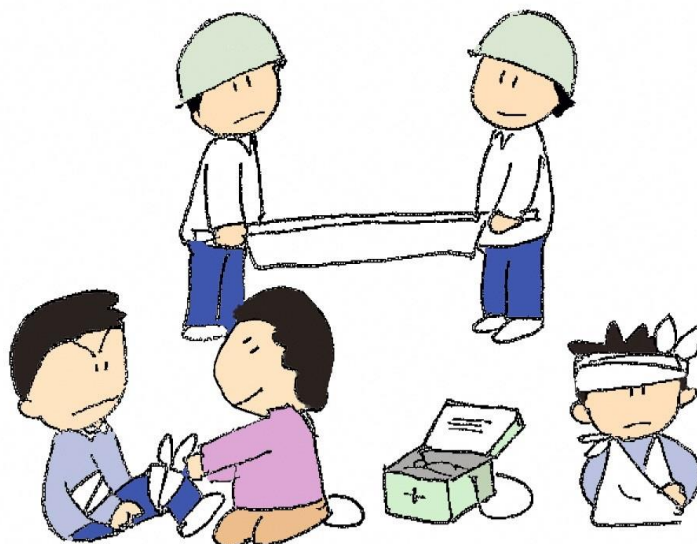
3 平常時の準備

- 地域の巡回パトロールの手順、経路、分担等を確認しておきましょう。
- 救急用品を備蓄しましょう。
- 訓練などで救命法・ケガに対する応急措置方法を習得しましょう。
- 地域内の救急・救助に役立つ資格・技能を持った人を把握しておき

ましょう。

○ 最寄りの救護所の設置場所を確認しておきましょう。

⇒ 原則、拠点避難所（小学校及び義務教育学校等）に設置されます。



コラム ⑤

AED（自動体外式除細動器）について

AED（自動体外式除細動器）とは、心臓の突然の停止（心室細動）の際に電気ショックを与え（電氣的除細動）、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器です。

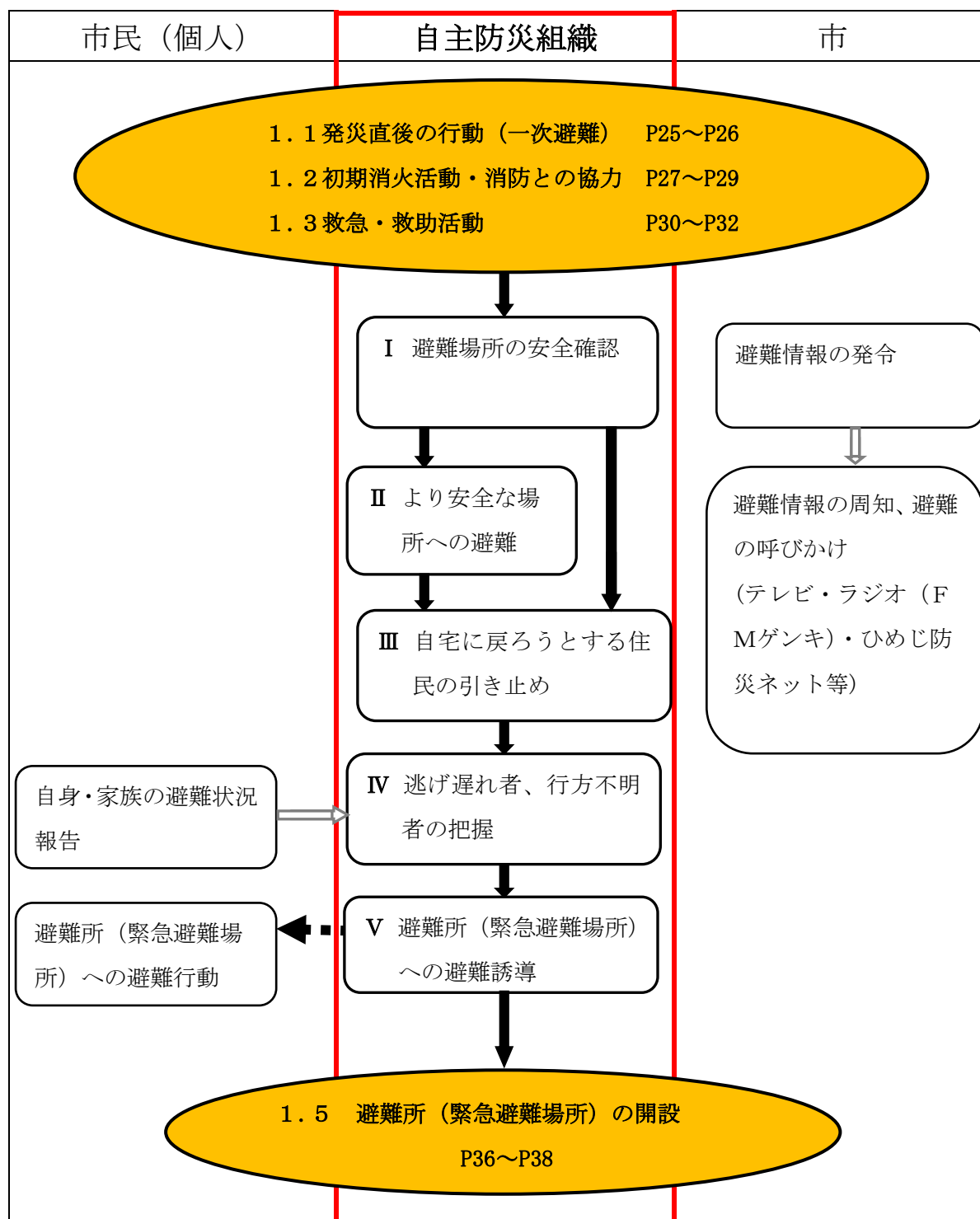
救急の現場で一般の人でも簡単に安心して除細動を行えるよう設計されており、傷病者の心臓のリズムを自動的に調べて、除細動が必要かどうかを自動的に決定するとともに、救命の手順を音声にて指示するため、除細動を含めた救命行為が簡単にできる仕組みになっています。

AEDには様々なタイプの機種がありますが、基本的な機能は共有しており、自宅、学校、職場、たくさんの人が集まる公共の施設等に配備され、AEDを使うことで、緊急時の救命に役立てられることが期待されています。



1.4 避難行動・避難誘導（二次避難）

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 避難場所の安全確認

避難場所が、次の避難所（緊急避難場所）への避難行動を起こすまで、さしあたり危険がないか（火災延焼、周囲の建物の倒壊等）を確認します。

II （必要に応じて）より安全な場所への避難

今いる避難場所が少しでも危険だと感じた場合は、より安全な場所への避難誘導を行ってください。

III 自宅に戻ろうとする住民の引き止め

避難場所から自分の家に戻ろうとする人がいる場合は引き止めてください。

IV 逃げ遅れ者、行方不明者の把握

避難者からの報告に基づき、逃げ遅れた人、行方が分からない人がいないか確認・把握してください。安全な範囲で可能であれば、逃げ遅れ者の避難支援を行います。

V 避難所（緊急避難場所）への避難誘導

- 地域の消防団などと協力して、避難場所から避難所（緊急避難場所）までの避難経路が安全か、あらかじめ確認します。
- 避難場所に集合した住民を最寄りの避難所（緊急避難場所）へ誘導します。
- 要援護者の避難を優先しつつ、できるだけ集団となって避難させましょう。
- 避難経路は、その時の状況により、火災や建物倒壊等の影響を受けにくい経路を用いましょう。
- 余震に注意し、壁や被害を受けた家屋にはなるべく近づかないでください。
- 避難の手段は原則として徒歩によるものとします。また、自転車、バイク（原動機付自転車、自動二輪車等）による避難も奨励されています。
- 車両による避難は、避難の障害になるおそれがあるため、特別の事由がある場合に限ります。

3 平常時の準備

- 避難訓練などを通じて、自主防災組織が中心となった避難誘導方法を確認しておきましょう。
- 防災まち歩きなどを通じて、避難経路に危険がないか事前に確認しましょう。

コラム ⑥

防災まち歩きについて

実際に自分の住む地区を歩いてみて、地区内の自然、施設、人、災害時に危険なところ等を記録する作業を「防災まち歩き」といいます。

この「防災まち歩き」によって、身近な危険について、実際に目で見て認識し、災害に備えることができるほか、自主防災組織、消防署、消防団、事業者、学校等が協力して行うことにより、それぞれが連携して、地域防災力を強化することができます。また、大人が、子供に過去に起こった災害やその教訓を教えたり、小中学生が協力して実施することにより、世代間の連携を図ることもできます。

「防災まち歩き」に関する一般的な留意点は、以下のようになります。

①準備

- ・ 街区地図を準備し、まち歩きコース、エリアを決めます。
- ・ 自主防災組織や消防団など、まち歩きに協力してくれる人をさがします。

②まち歩きの流れ

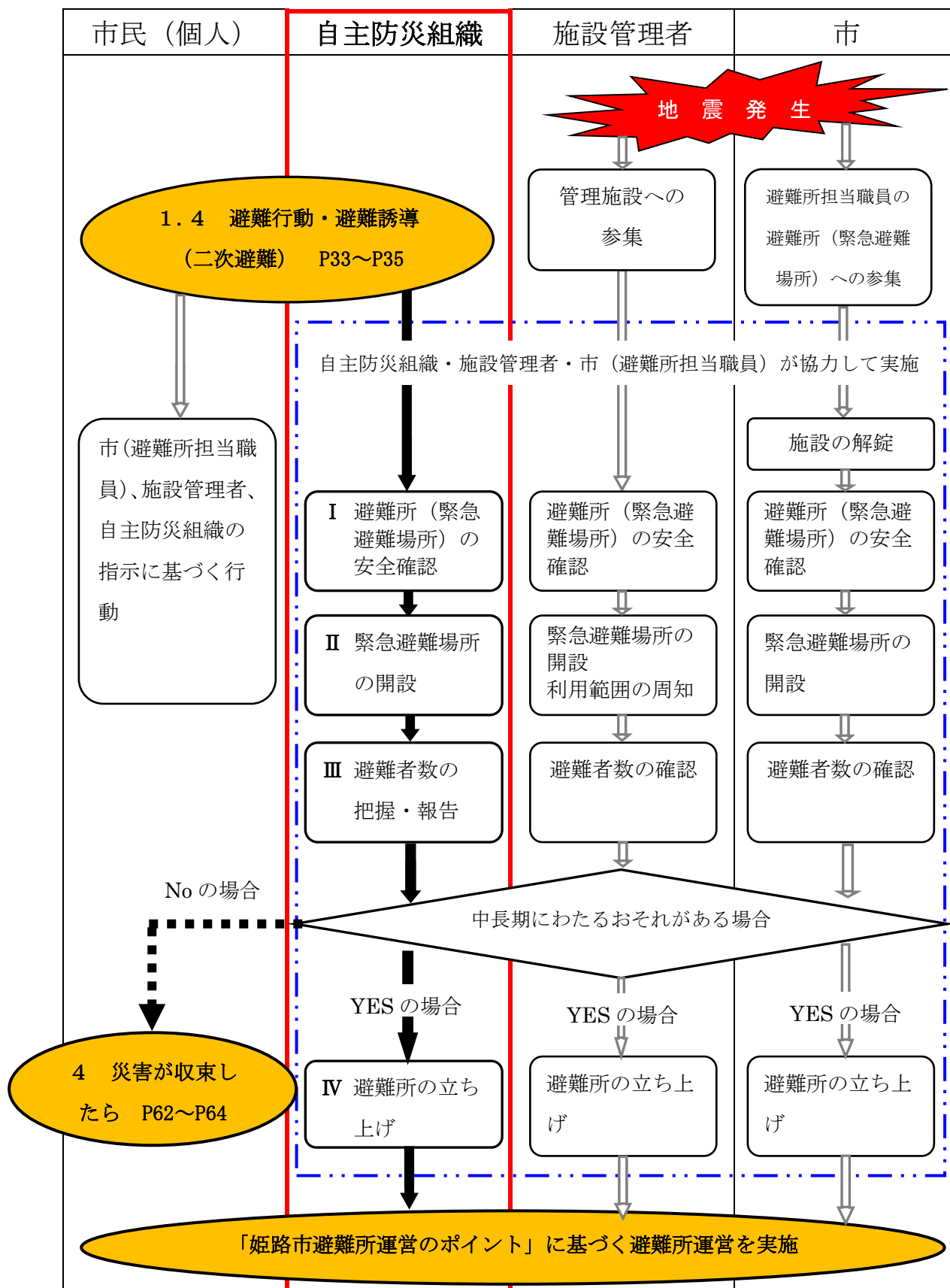
- ・ まち歩きは10人程度でのグループで行うのが理想的です。
- ・ まちや自然の特徴、災害時に危険な場所や防災施設等を地図に記入し、必要に応じて写真撮影します。また、気づいたことや聞き取った内容をメモします。
- ・ なお、まち歩きに当っては、交通等に十分注意する必要があるほか、夏場は熱射病等に注意し、冬場は防寒に心がける必要があります。

③まち歩きの結果の活用

- ・ まち歩きで分かったこと、災害時の避難行動等について話し合い、防災マップ作り、災害図上訓練（DIG）等を実施します。

1.5 避難所（緊急避難場所）の開設

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 避難所（緊急避難場所）の安全確認

誘導した避難者は、避難所（緊急避難場所）の安全性が確認できるまで、一旦、校庭等に集合させ、建物に入る前に、建物の安全性を外観より確認します。

以下の場合は、危険と判断して、施設管理者や市職員の指示に基づき別の場所に避難します。

- 浸水している、浸水の危険性がある
- 建物に大きなひび割れがある
- 建物にゆがみが発生しているのが外観からでも分かる
- 建物の扉、窓が自力で開けられない
- 窓ガラス、天井の部材等が散乱している

II 緊急避難場所の開設

建物の安全が確保できた時点で避難者を建物内に誘導します。

必要に応じて、「姫路市避難所運営のポイント」に掲載の「避難所レイアウト」を参考に、避難者を収容する場所等を決定します。

※…施設管理者と協議した使用可能なスペースへ避難者を誘導します。

III 避難者数の把握・報告

必要に応じて、受付の設置や避難者家族票の活用など、避難者数が把握でき次第、市職員（避難所に参集した避難所担当職員）に伝えます。

IV （中長期にわたるおそれがある場合）避難所の立ち上げ

自主防災組織、施設管理者、市（避難所担当職員）、避難者で、協力・役割分担して避難所の立ち上げを行います。詳細は、「姫路市避難所運営のポイント」を参照してください。

3 平常時の準備

- 「姫路市避難所運営のポイント」を事前に把握しておきましょう。

コラム ⑦

避難所における被災者の健康 ①

避難生活が長期化する場合、避難所等で生活される被災者の健康を守るための対策が、より一層重要となります。特に、食事や水分を十分にとらない状態で、車などの狭い座席に長時間座っているなどして足を動かさないと、血行不良が起こり、血液が固まりやすくなります。その血の固まりが血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れが生じる、いわゆるエコノミークラス症候群が発症するリスクが高まります。

避難所の運営に携わる場合は、避難所の方に歩行や水分補給等を勧めるとともに、特に車内などで避難生活を送っている方に対しては、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防方法について積極的に情報提供することが必要となります。

《 予防のために心掛けると良いこと 》

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 寝るときは足をあげる 等

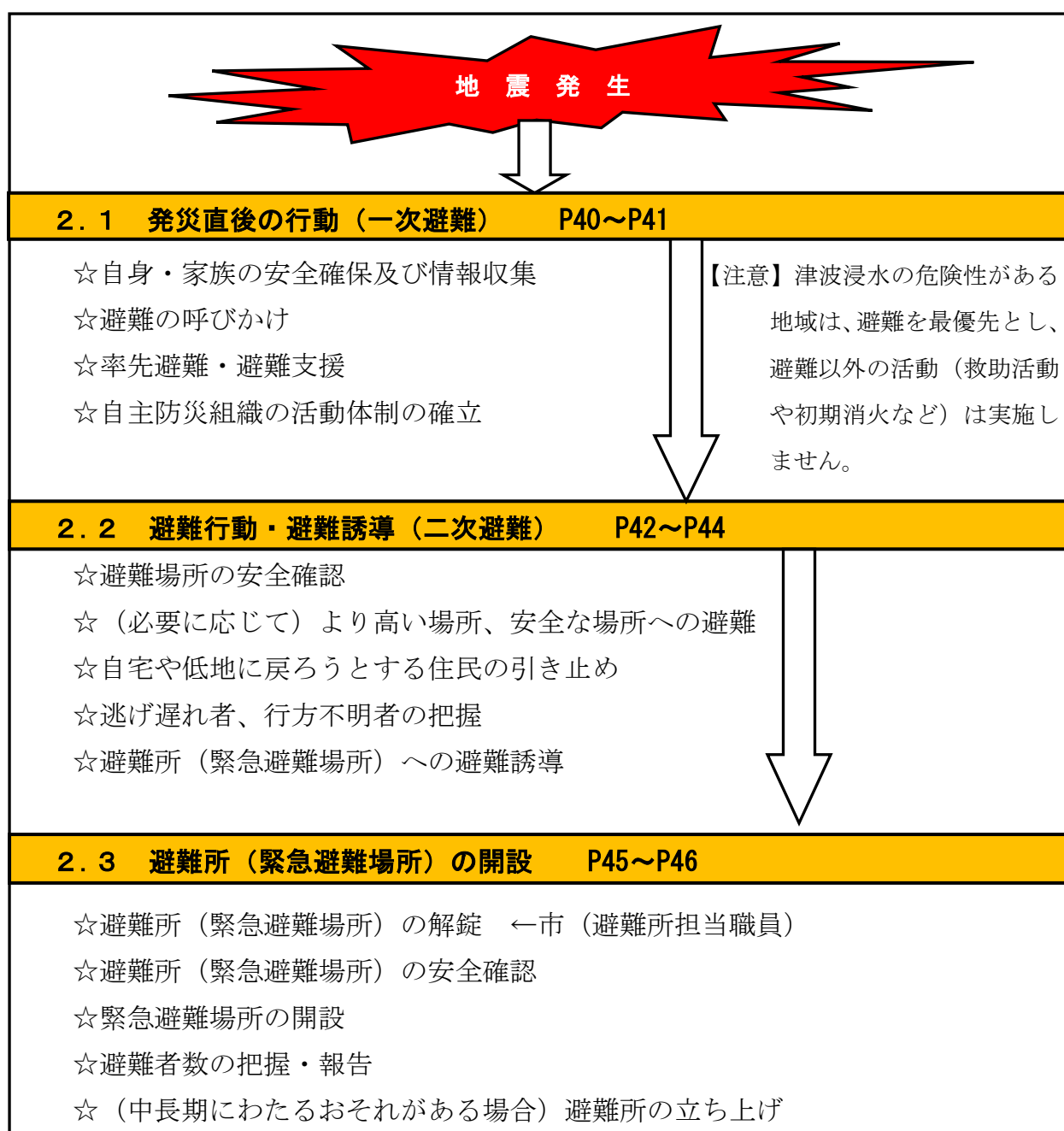


第2節 津波を伴う地震編（津波浸水の危険性がある地域）

この節では、南海トラフ地震等により、兵庫県瀬戸内海沿岸予報区に津波警報（海岸保全施設等よりも海側は、津波注意報）が発令された場合に、津波による浸水の危険性がある地域において、自主防災組織が発災初期にどのような活動をすべきかについて解説します。

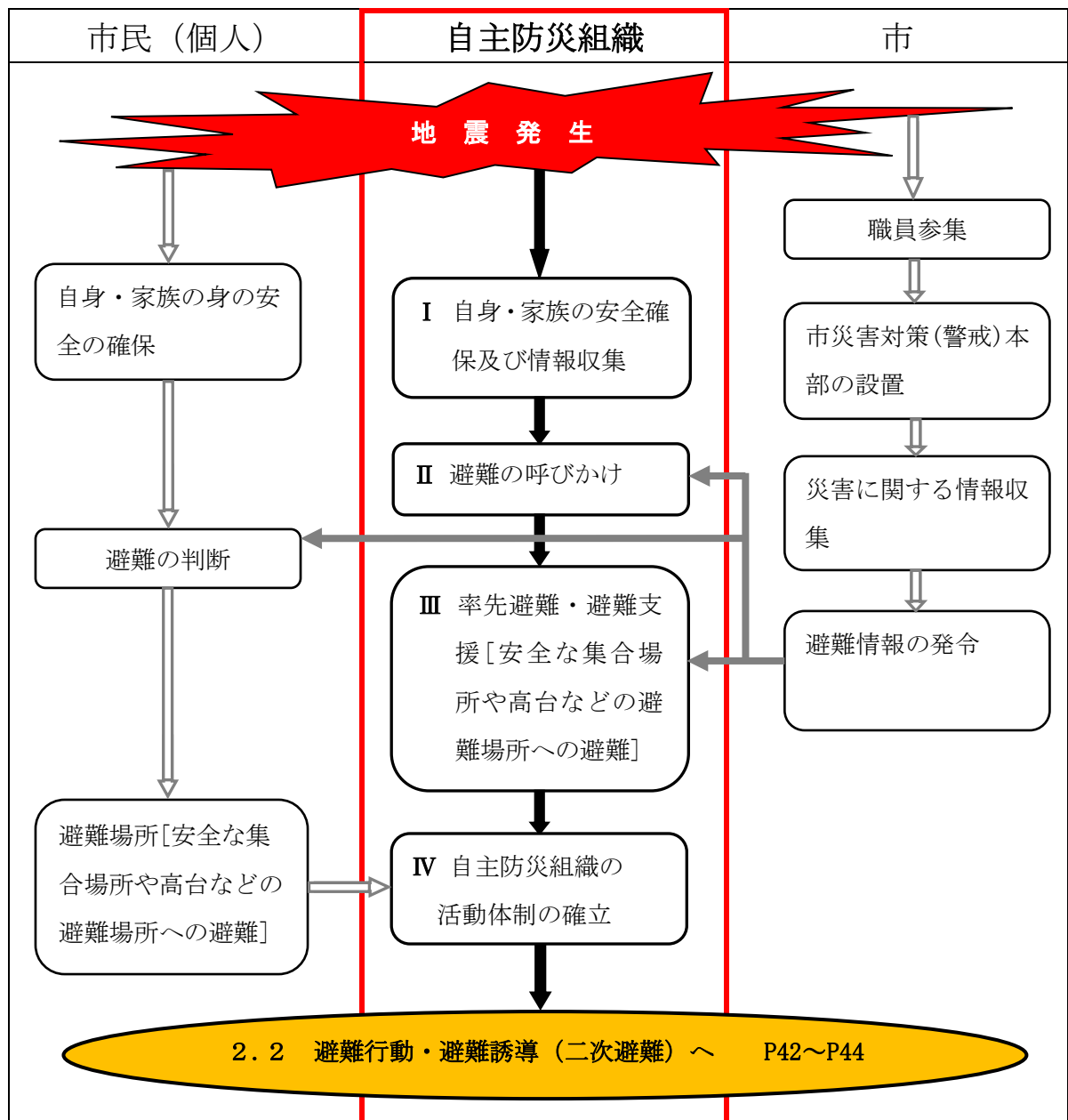
発災後の自主防災組織の全体フローは次のとおりです。フロー中の番号は、以降の項番号に対応しています。

【発災後の自主防災組織の初期活動全体フロー】



2.1 発災直後の行動（一次避難）

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 自身・家族の安全確保及び情報収集

まずは、自分自身と、家族の身の安全を最優先してください。

次に、以下の方法により、姫路市における災害情報を収集し、避難の必要性を判断します。

- 市災害対策（警戒）本部から連合自治会長への電話連絡
- コミュニティFM（FMゲンキ）、ケーブルテレビ（WINK）
- ひめじ防災ネット
- 緊急速報メール、エリアメール
- 市ホームページ（ひめじ防災Web）、市公式アプリ（ひめじプラス）
- 防災行政無線
- その他、テレビ、ラジオの放送など

II 避難の呼びかけ

市から避難情報が発令されたとき、気象庁から津波警報、大津波警報が発令されたときは、住民に避難（避難準備）を呼びかけます。住民の生命に危険が及ぶおそれがあるときは、避難情報の有無にかかわらず、自主防災組織の判断で積極的に避難を呼びかけてください。

III 率先避難・避難支援[安全な集合場所や高台などの避難場所への避難]

自主防災組織のみなさんは、自らが率先避難者となり、組織であらかじめ定めた安全な集合場所に避難することで、周囲の人にも避難行動を促してください。

高台などの避難場所への避難は、住民各自で行うことが基本となります。要援護者へは、必要に応じて担架や車いす、リヤカーなどを活用して避難を支援しましょう。

IV 自主防災組織の活動体制の確立

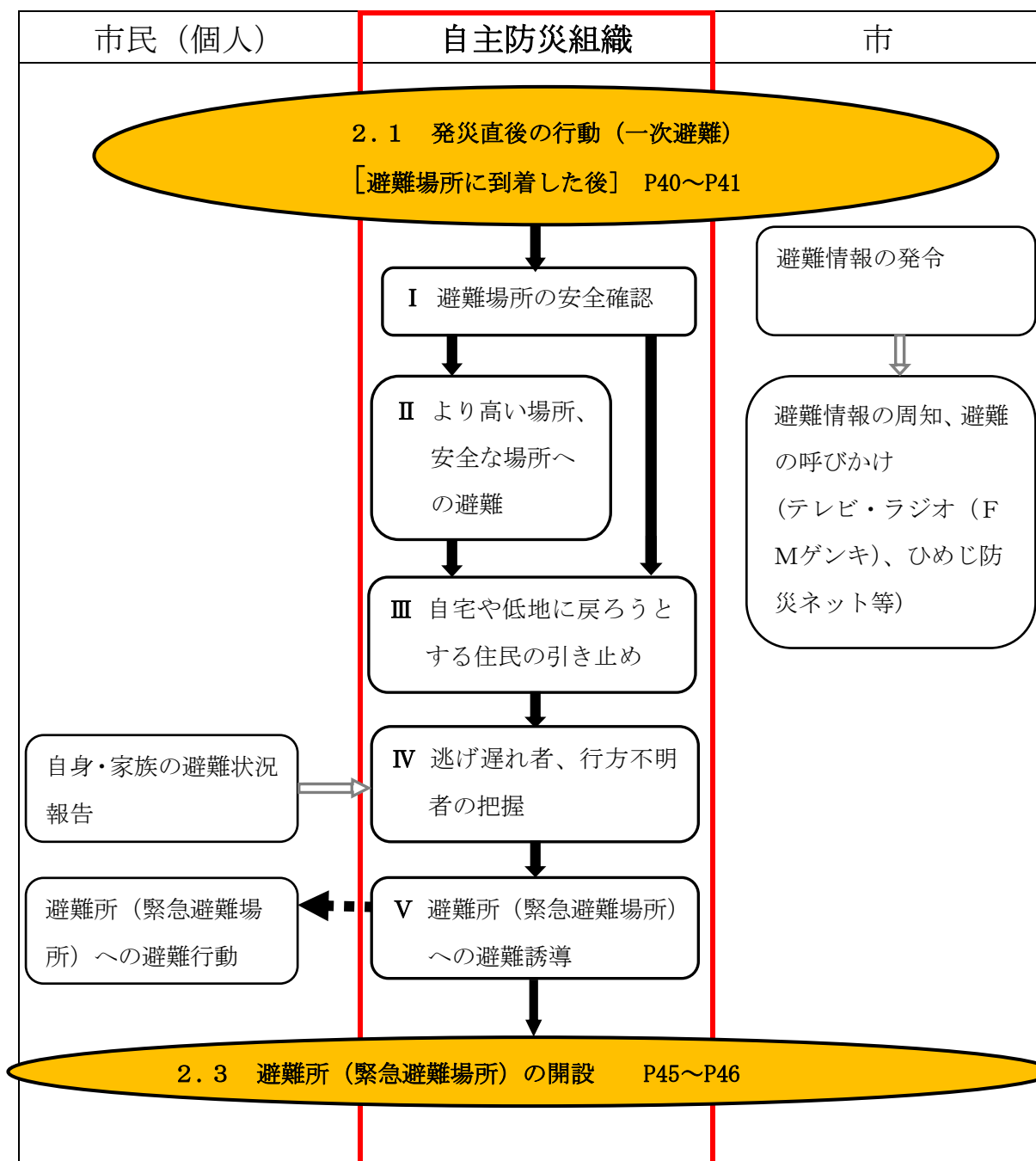
安全な集合場所に避難ができれば、自主防災組織は組織の規約に基づき、速やかに活動体制を確立し、役割分担を行います。

3 平常時の準備

- 災害情報の収集手段を日頃から確認し、準備しておきましょう。
- 避難を呼びかける方法、分担範囲、対象者（要援護者）を決めておきましょう。
- 自主防災組織の活動体制を確立する場所を決めておきましょう。

2.2 避難行動・避難誘導（二次避難）

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 避難場所の安全確認

高台などの避難場所が、次の避難所（緊急避難場所）への避難行動を起こすまで、さしあたり危険がないか（火災延焼、周囲の建物の倒壊、津波の襲来等）を確認します。

II （必要に応じて）より高い場所、安全な場所への避難

今いる避難場所が少しでも危険だと感じた場合は、より高い場所、より安全な場所への避難誘導を行ってください。

III 自宅や低地に戻ろうとする住民の引き止め

避難場所から自分の家や低地に戻ろうとする人がいる場合は引き止めてください。

IV 逃げ遅れ者、行方不明者の把握

避難者からの報告に基づき、逃げ遅れた人、行方が分からない人がいないか確認・把握してください。安全な範囲で可能であれば、逃げ遅れ者の避難支援を行います。その場合でも、低地には戻りません。

V 避難所（緊急避難場所）への避難誘導

- 地域の消防団などと協力して、避難場所から避難所（緊急避難場所）までの避難経路が安全か、あらかじめ確認します。
- 高台などの避難場所に集合した住民を津波浸水想定区域外の最寄りの避難所（緊急避難場所）へ誘導します。
- 要援護者の避難を優先しつつ、できるだけ集団となって避難させましょう。
- 避難経路は、事前に選定した経路を基本として、その時の状況により、津波や火災、建物倒壊等の影響を受けにくい経路を用いましょう。
- 余震に注意し、壁や被害を受けた家屋にはなるべく近づかないでください。
- 避難の手段は原則として徒歩によるものとします。また、自転車、バイク（原動機付自転車、自動二輪車等）による避難も奨励されています。
- 車両による避難は、避難の障害になるおそれがあるため、特別の事由がある場合に限りします。

3 平常時の準備

- 避難訓練などを通じて、自主防災組織が中心となった避難誘導方法を確認しておきましょう。
- 防災まち歩きなどを通じて、避難経路に危険がないか事前に確認しましょう。『津波浸水想定区域』は、ハザードマップで確認してください。

コラム ⑧

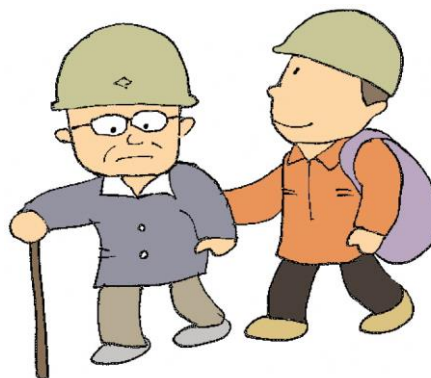
避難所における被災者の健康 ②

避難所での生活は、動き回ることが不自由になりがちなことに加え、家庭での役割や人との付き合いの範囲も狭くなりがちで、生活が不活発になりやすい状況にあります。生活が不活発な状態が続くと心身の機能が低下し、動くことができなくなる「生活不活発病」になるリスクが高まります。

特に、高齢の方や持病のある方は、生活不活発病を起こしやすいので、早期に対応することが重要です。

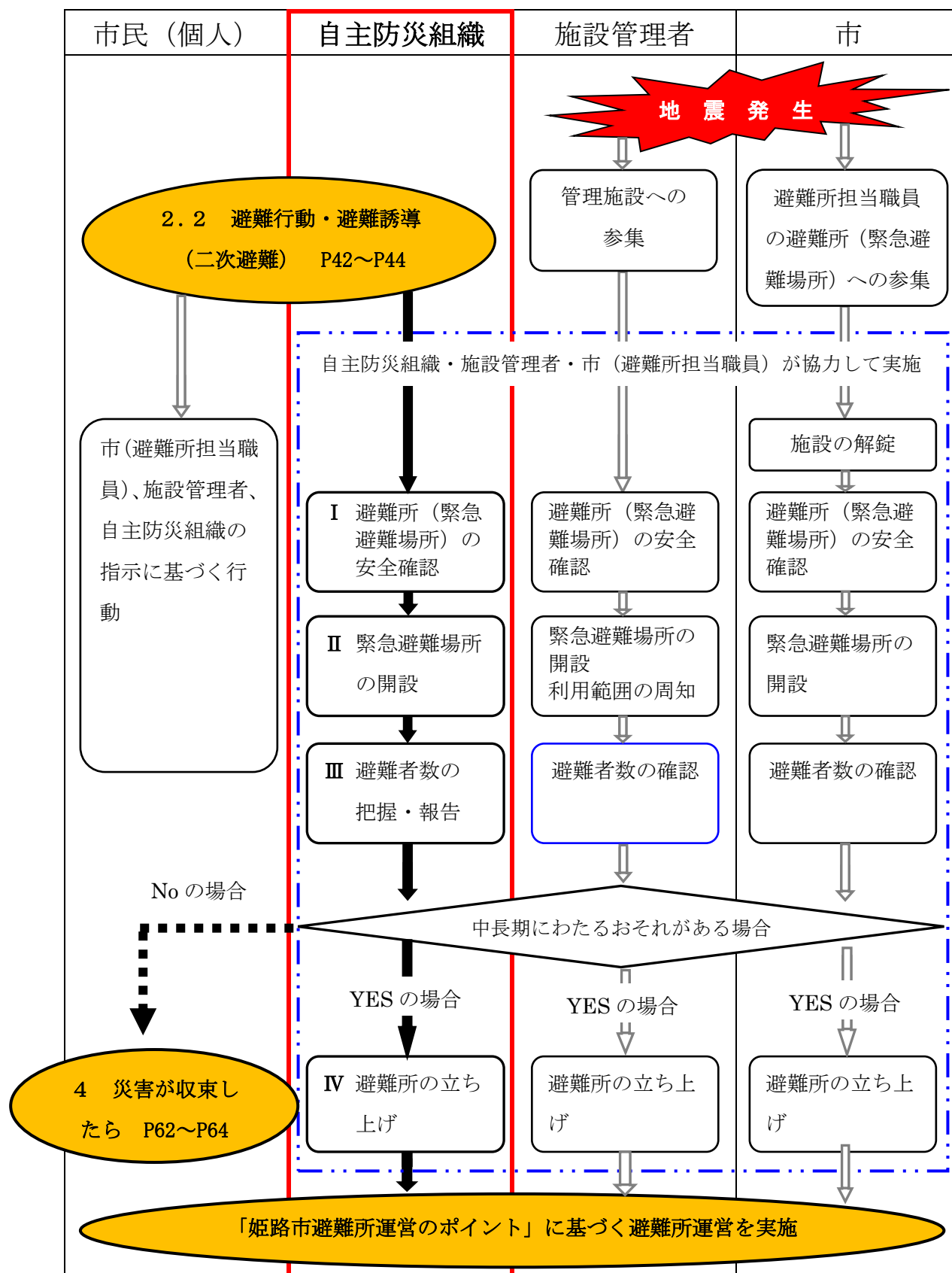
《 予防のために心掛けると良いこと 》

- ① 毎日の生活の中で活発に動くようにする
- ② 動きやすいよう、身の回りを片付けておく
- ③ 歩きにくくなっても、杖などで工夫する
- ④ 避難所でも楽しみや役割を持つ
- ⑤ 「安静第一」と思い込まない



2.3 避難所（緊急避難場所）の開設

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 避難所（緊急避難場所）の安全確認

誘導した避難者は、避難所の安全性が確認できるまで、一旦、校庭等に集合させ、建物に入る前に、建物の安全性を外観より確認します。

以下の場合は、危険と判断して、施設管理者や市職員の指示に基づき別の場所に避難します。

- 浸水している、浸水の危険性がある
- 建物に大きなひび割れがある
- 建物にゆがみが発生しているのが外観からでも分かる
- 建物の扉、窓が自力で開けられない
- 窓ガラス、天井の部材等が散乱している

II 緊急避難場所の開設

建物の安全が確保できた時点で避難者を建物内（施設管理者と協議した使用可能なスペース）に誘導します。

必要に応じて、「姫路市避難所運営のポイント」に掲載の「避難所レイアウト」を参考に、避難者を収容する場所等を決定します。

III 避難者数の把握・報告

必要に応じて、受付の設置や避難者家族票の活用など、避難者数が把握でき次第、市職員（避難所に参集した避難所担当職員）に伝えます。

IV （中長期にわたるおそれがある場合）避難所の立ち上げ

自主防災組織、施設管理者、市（避難所担当職員）、避難者で、協力・役割分担して避難所の立ち上げを行います。詳細は、「姫路市避難所運営のポイント」を参照してください。

3 平常時の準備

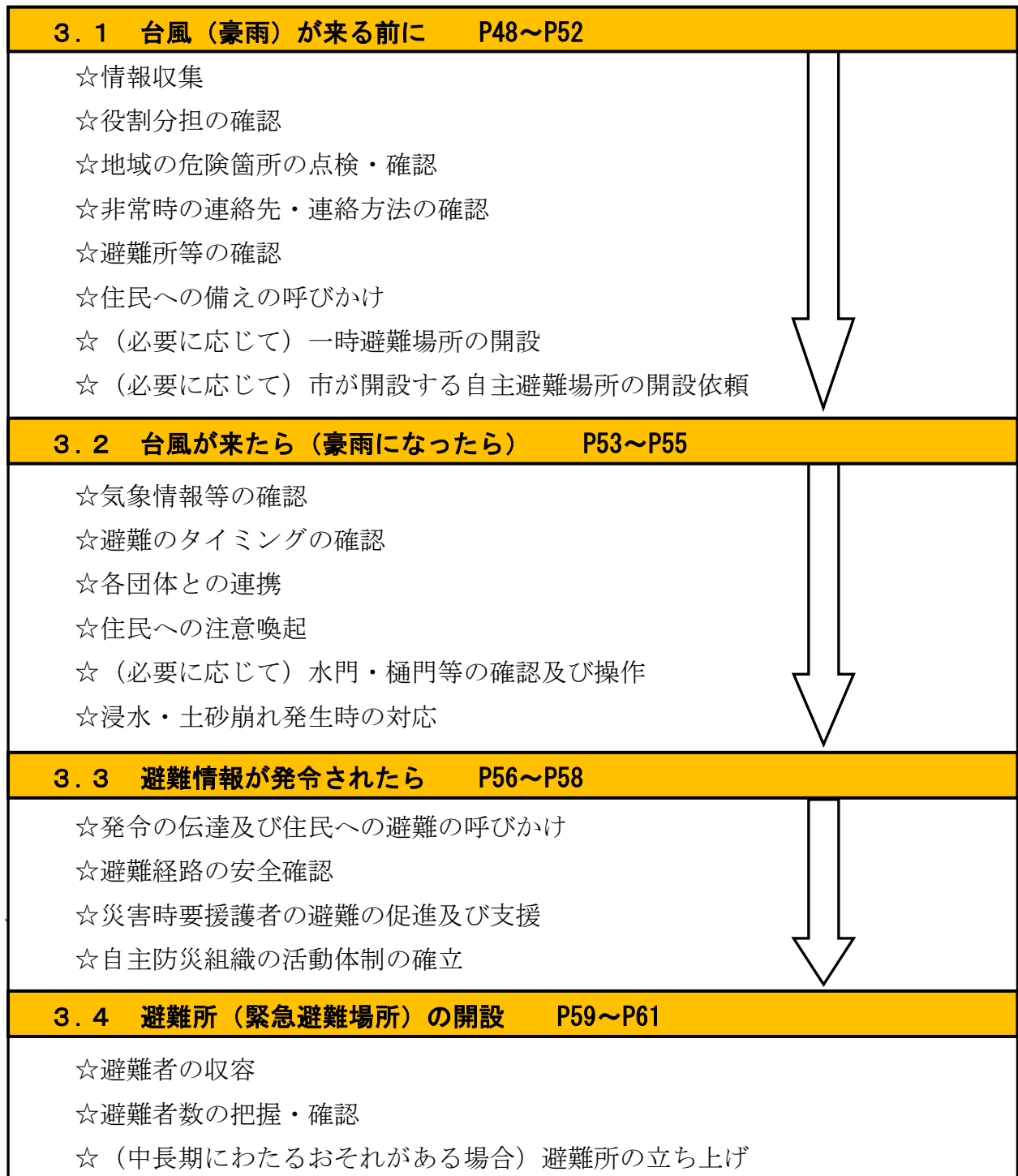
- 「姫路市避難所運営のポイント」を事前に把握しておきましょう。

第3節 風水害、高潮及び土砂災害編

この節では、台風や前線等の豪雨による災害時に、浸水被害、高潮、土砂崩れが予想される地域の自主防災組織が、発災前から発災初期にかけてどのような活動をすべきかについて解説します。

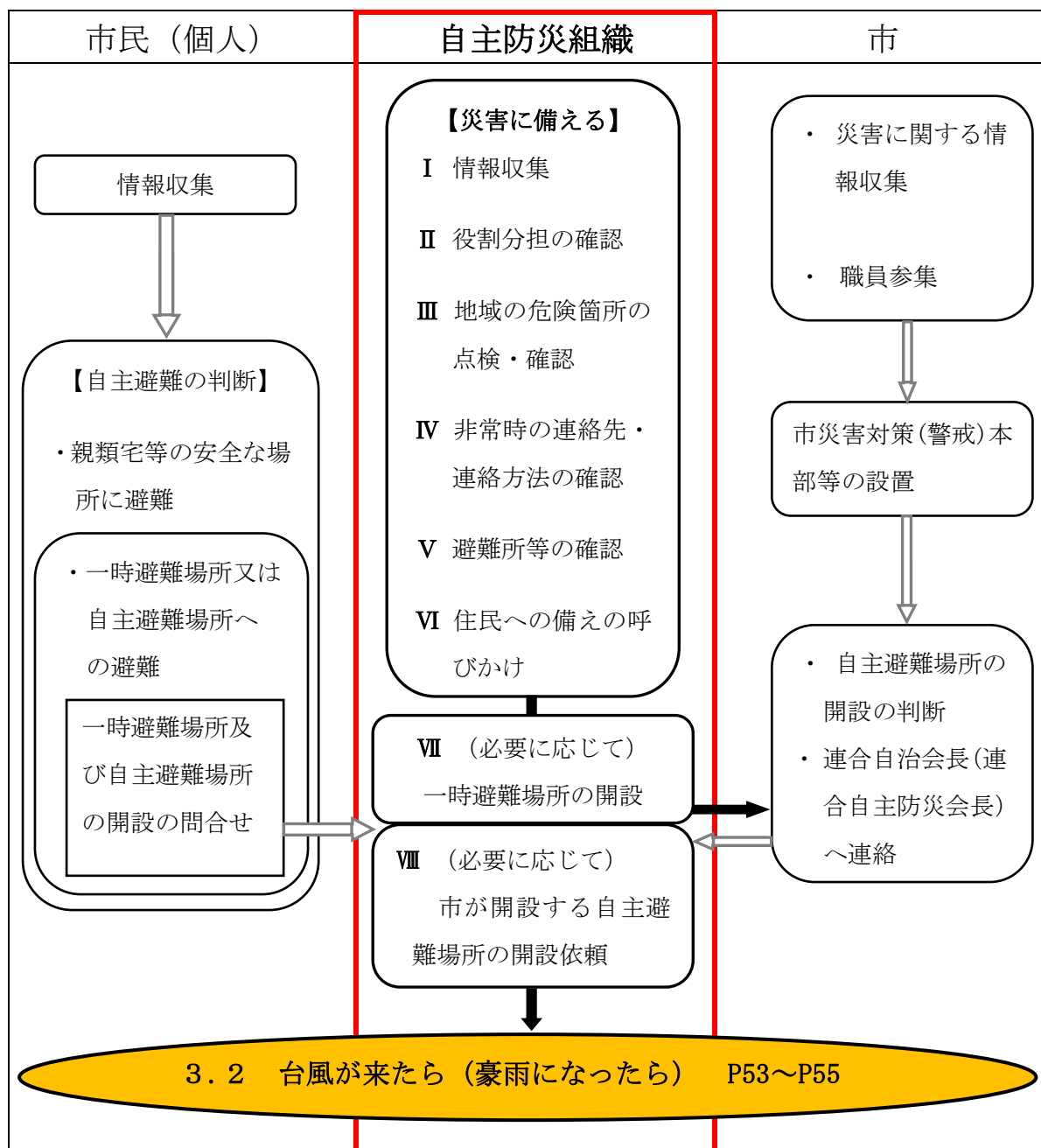
発災前から発災後にかけての自主防災組織の全体フローは次のとおりです。フロー中の番号は、以降の項番号に対応しています。

【自主防災組織の初期活動全体フロー】



3.1 台風（豪雨）が来る前に

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 情報収集

テレビ、ラジオの放送やインターネット等を活用し、台風の勢力や進路方向、雨量予想等を調べます。

II 役割分担の確認

事前に作成した班編成を参考に、組織の役割分担の確認を行います。
《 P92参照 》

III 地域の危険箇所の点検・確認

非常時に備え、以下の項目について点検・確認を行います。

- 避難経路の危険箇所（マンホール、側溝、小河川）
 - ※ 濁流で冠水した場合、危険箇所が見えなくなる。
- 側溝・用水路は水が流れやすくなっているか
 - ※ 排水溝の掃除、土のう積みなど被害を抑える行動
- 強風による飛散物
 - ※ 看板・標識等の取り付けはしっかりしているか
- ハザードマップの確認は出来ているか
 - ※ 浸水の深さ、土砂災害危険箇所、ため池など
- 河川の状況確認（カーブの状況、土砂堆積状況、護岸の状況）
- 高圧電線や樹木に危険はないか

IV 非常時の連絡先・連絡方法の確認

非常時に備え、以下の項目について確認を行います。《 P93, 94参照 》

- 自治会役員・消防団などの地域の関係者
- 市災害対策本部・管轄消防署等の公共機関
- 放送設備

V 避難所等の確認

避難に備え、次の項目について確認等を行います。《 P94参照 》

- 施設の確認
 - ※ 避難所等（緊急避難場所、自主避難場所、一時避難場所を含む）
- 市（避難所担当職員）や施設管理者との事前調整

VI 住民への備えの呼びかけ

住民の安全を図るため、以下の項目について呼びかけを行います。

- 各家庭での非常持ち出し袋の準備

- 土のう等の事前準備
- 排水溝の清掃や周囲の片付け
 - ※ 転倒や飛散等すると危険な物はあらかじめ片付けておく
- 連絡方法の確認（家族・親族など）
- 個人での情報収集
- ハザードマップの確認
- 一時避難場所及び市が開設する自主避難場所の確認

VII （必要に応じて）一時避難場所の開設

自主防災会は、地域の集会所などを開設する場合、開設について住民へ情報提供を行います。

VIII （必要に応じて）市が開設する自主避難場所の開設依頼

避難情報が発令される以前に、自主的な避難を希望される方を対象に、市は地域で開設される一時避難場所を補完するために、自主避難場所の開設を行っています。

住民から自主避難についての問合せがあるなど、市による自主避難場所の開設が必要と判断する場合は、市に対し、9時から17時頃の間自主避難場所の開設を依頼します。

（災害警戒本部：221－2200）

市は、開設の基準を満たしていれば、該当の地区に1箇所、自主避難場所を開設します。

（※ 自主避難場所の設置方針） 《 P78参照 》

開設の結果は、市から該当地区の連合自治会長へ電話連絡し、住民への周知を依頼しますので、自治会から住民に対しスムーズに情報伝達できるようにお願いします。

また、開設する場合は、ひめじ防災ネットによるメールでのお知らせも行います。

（※ 事前に、ひめじ防災ネットにメールアドレスの登録が必要）

なお、自治会関係者は、施設の鍵の受け渡しなど、特段の必要がなければ、必ずしも自主避難場所に行く必要はありません。

3 平常時の準備

- 日頃から活動について、協議をしておきましょう。
- 自主防災会長等が不在の場合の対応について、協議をしておきましょう。
- 風水害時に開設する一時避難場所や市が開設する自主避難場所を周知しておきましょう。
- 非常用持ち出し袋を準備しておきましょう。

※ 土のうについて

市で保有する土のうは、災害時の緊急用の土のう ですので、非常時に備え自治会、個人などで事前に準備するようにしてください。



※ 非常用持ち出し袋の準備について

市が開設する避難場所においては、自主的な避難、緊急的又は一時的な避難の場合、食料や水、日用品などの提供はありません。あらかじめ、食料・飲料水、毛布、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必要品を準備してください。



コラム ⑨

防災活動における女性の参画の重要性

平成 23 年の東日本大震災では、避難所によって、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事の準備や清掃等を割り振られたりしたところもみられました。

地域の防災力の向上を図るには、地域における生活者の多様な視点を反映していくことが重要ですが、そのためにも、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を進める必要があります。姫路市では、他都市の過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点を取り入れた「姫路市避難所運営のポイント」を作成しています。

その他、自主防災組織における女性の参画を促進し、リーダーに複数の女性が含まれるようにすることや、自主防災組織の特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにすることが求められています。

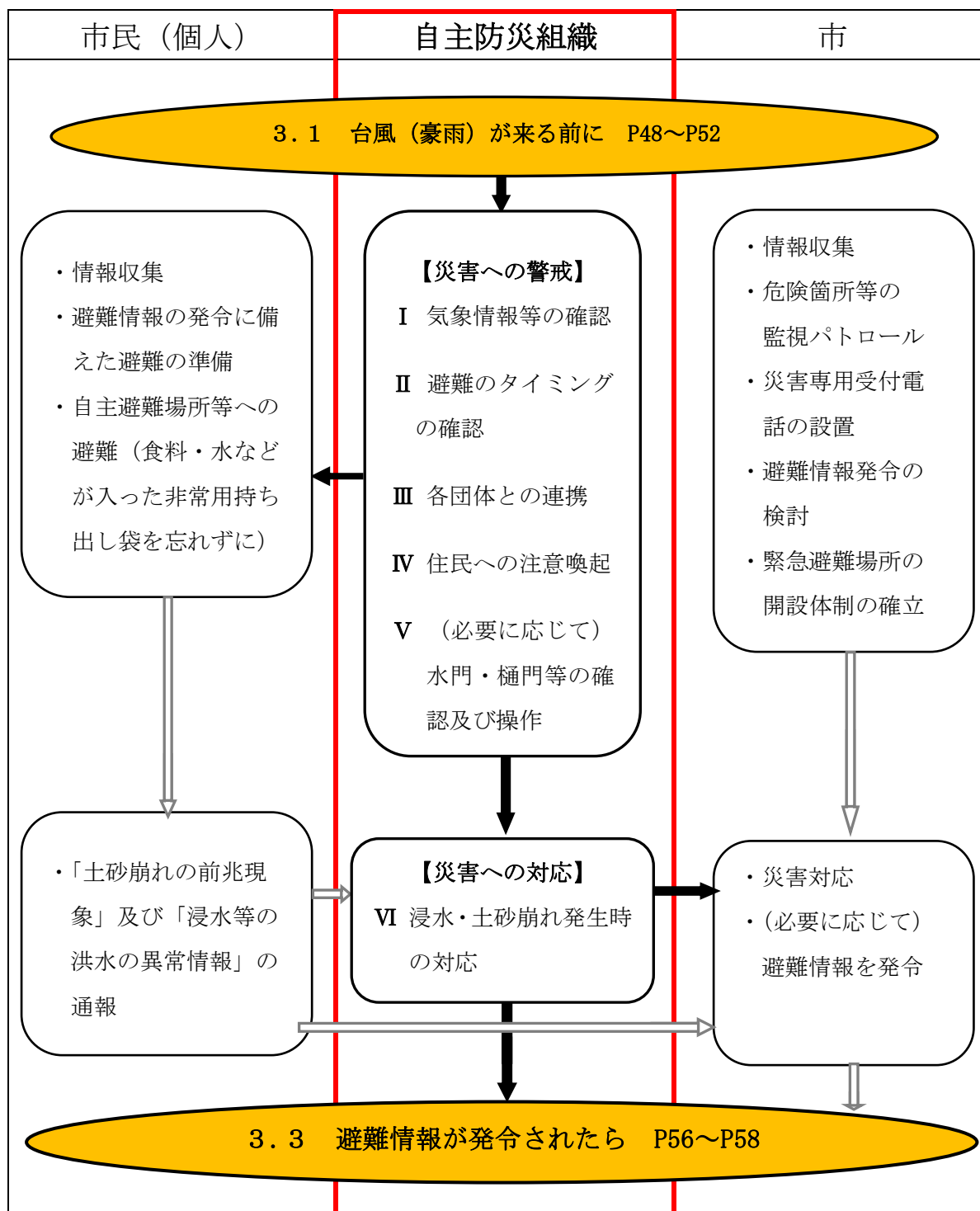
（内閣府作成「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」

URL: <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/> ）

組織の編成にあたっては、女性を積極的にリーダーにするとともに、女性の方からの意見も十分に伺った上でそれぞれの役割を決め、単に女性ということで役割をきめることがないようにすることが必要です。

3.2 台風が来たら（豪雨になったら）

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 気象情報等の確認

テレビ、ラジオの放送やインターネット等を活用し、台風の勢力や進路、雨量情報、河川水位等を調べます。

II 避難のタイミングの確認

警戒レベルに応じた行動を促す情報と、住民が取るべき行動を再確認しましょう。 《 P57参照 》

III 各団体との連携

非常時に備えて、以下に挙げる各団体等との連携を図ります。

- 消防団
- 民生委員・児童委員
- 農区
- 近隣自治会 など

IV 住民への注意喚起

自治会放送等を活用し、以下に挙げる項目について地域住民への注意喚起を実施する。

- 非常用持ち出し袋の準備
- 連絡方法の確認
- 危険箇所に近寄らない

V （必要に応じて）水門・樋門等の確認及び操作

水門・樋門等の操作委託を受けている自治会は、確認及び操作を行ってください。

VI 浸水・土砂崩れ発生時の対応

浸水や土砂崩れが発生したら、以下に挙げる項目を実施します。

- 市へ状況を通報（災害対策本部：221-2200）
- 住民へ情報提供（道路冠水箇所、浸水箇所、危険箇所等）
- ※ 必要に応じて自主避難を住民に呼びかけましょう。

3 平常時の準備

- 各団体と、非常時における行動を協議しておきましょう。
- 非常時に活用ができるよう、コミュニティ防災資機材の確認をしておきましょう。

コラム ⑩

正確な情報収集、伝達の必要性

自主防災組織は、災害時における地域の消火・救助活動にとどまらず、市町村や消防機関から提供される地域の災害情報や災害発生時の行政の対応に関する情報について、正確な情報収集を行い、各戸にきめ細かく伝える役割を有しています。

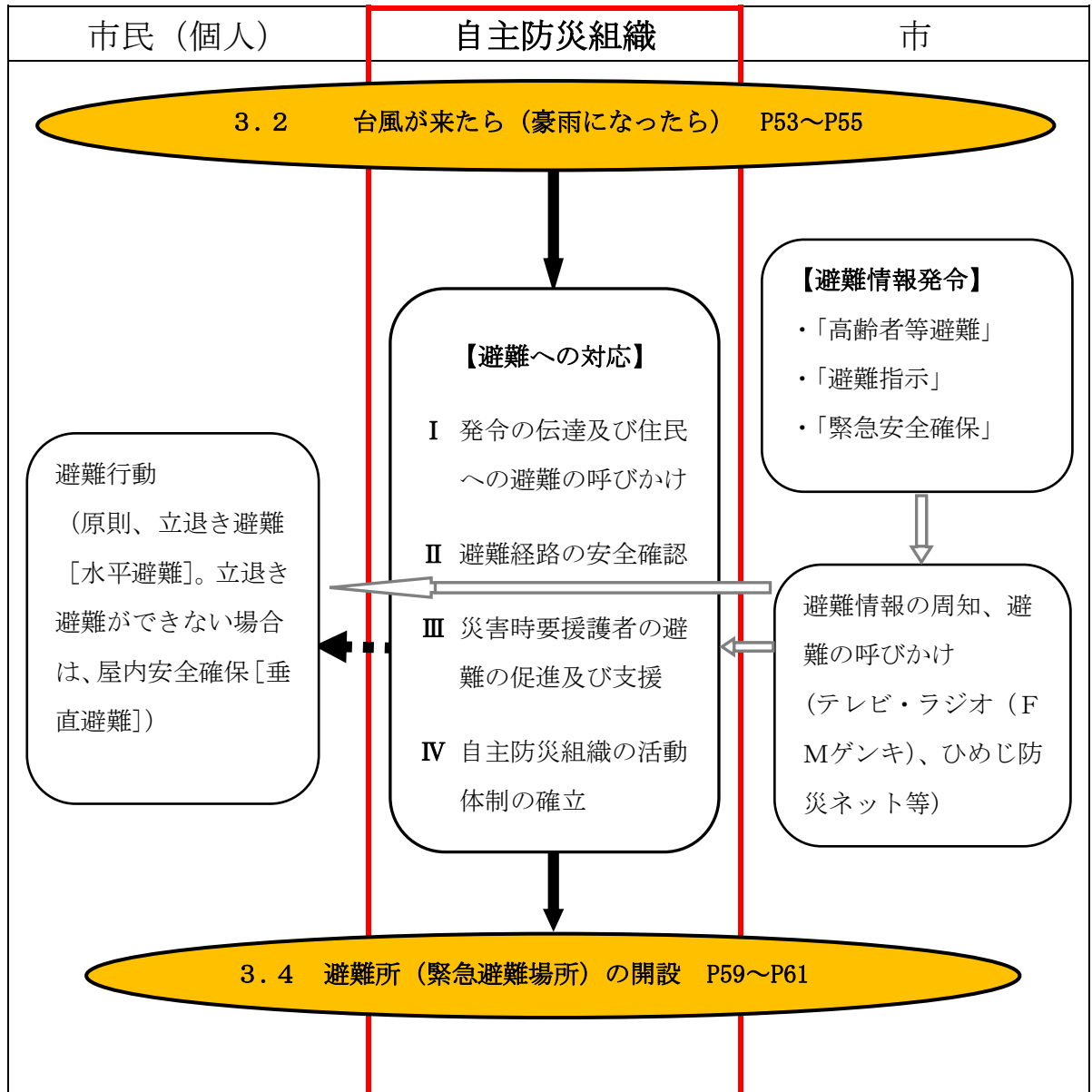
しかしながら災害時には、自分のいる状況を理解できず、目の前に危険が迫ってくるまで、その危険を認めようとしない心理が働き、「たいしたことはない」と思い込む場合があります。こうした災害時の人間の心理状況を災害心理学では「正常化の偏見（正常性バイアス）」といいます。こうした心理は、避難行動を含め、被害の軽減の大きな障害となる恐れがあるため、自主防災組織においては、災害が及ぼす危険な状況をいかに正確な情報として住民に伝えるかが重要となります。

なお、情報収集・伝達訓練では以下の点に注意が必要となります。

- 1 事実を確認し、時機に適した報告を行う。
- 2 市町村や消防機関等と情報を共有する。
- 3 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉を避ける。
- 4 口頭だけでなくメモ程度の文章を渡しておく。
- 5 情報を正確に伝達するために、受信者に復唱させる
- 6 流言には数字が絡むことが多いため、数字の伝達には特に注意する。
- 7 「異常なし」も重要な情報である。
- 8 定時的な報告も行う。

3.3 避難情報が発令されたら

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

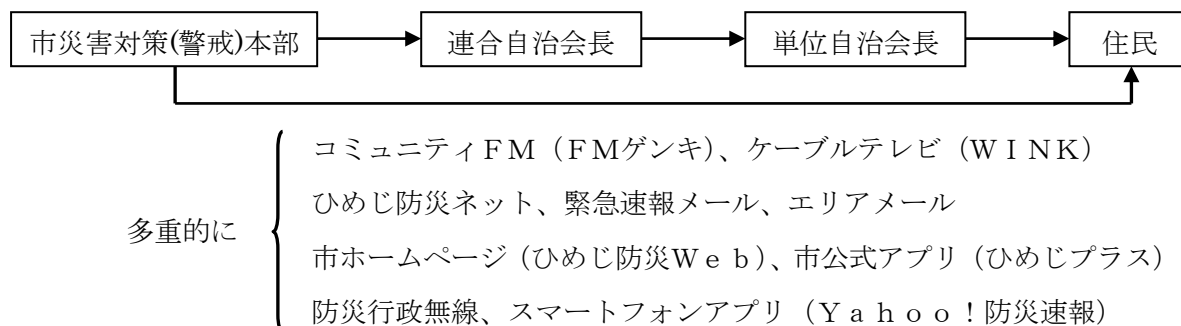
- 市災害対策（警戒）本部は、河川水位、潮位、土壌雨量指数及び巡視・監視状況等を基にして、河川氾濫や高潮、土砂崩れによる人的被害が発生するおそれのある場合に、住民へ避難情報（「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」）を発令します。警戒レベルに合わせた避難行動をとしましょう。

【警戒レベルに合わせた避難行動】

警戒レベル	防災情報	市民がとるべき行動
警戒レベル 1	警報級の可能性	心構えを高める
警戒レベル 2	大雨・洪水注意報	避難行動の確認
警戒レベル 3	高齢者等避難	高齢者は避難 他の住民は避難準備
警戒レベル 4	避難指示	全員が避難行動をとる
警戒レベル 5	緊急安全確保	命を守る最善の行動

- 避難情報は、生命、身体のプロtectionに関わる重要な情報であるため、テレビ・ラジオ（FMゲンキ）、市ホームページ、市公式アプリ「ひめじプラス」、緊急速報メール、エリアメール、防災行政無線、自治会を通じた伝達など、さまざまな手段により周知を行います。
- 発令時には、市災害対策（警戒）本部から連合自治会長へ電話連絡し、住民への周知依頼をします。自治会から住民に対しスムーズに情報伝達できるようにお願いします。

【伝達経路】



※ 避難情報等の重要情報の伝達は、直接自治会長（自主防災会長）本人へ連絡するようしてください。連絡網は携帯電話番号を記入するようにしましょう。

本人へ連絡がつかない場合に、代行者への連絡についてもあらかじめ検討しておきましょう。

I 発令の伝達及び住民への避難の呼びかけ

市から避難情報が発令されたときは、住民に避難（避難準備）を呼びかけます。

- 自治会放送
- 連絡網による電話連絡
- 消防団や民生委員・児童委員など、地域関係者への連絡
- 立退き避難（水平避難）
近隣の安全な場所（避難所等）に一時的に避難
- 屋内安全確保（垂直避難）
立退き避難ができない場合、屋内の2階以上へ避難

II 避難経路の安全確認

避難者を安全に避難させるため、消防団と連携して避難経路の安全を確認します。

III 災害時要援護者の避難の促進及び支援

災害時要援護者の安全を確保するために、以下の項目を実施する。

- 対象世帯への連絡・訪問
- 避難支援者の手配
- 食料や水などが入った非常用持ち出し袋の持参

IV 自主防災組織の活動体制の確立

安全な場所に避難ができれば、自主防災組織は組織の規約に基づき、速やかに活動体制を確立し、役割分担を行います。

3 平常時の準備

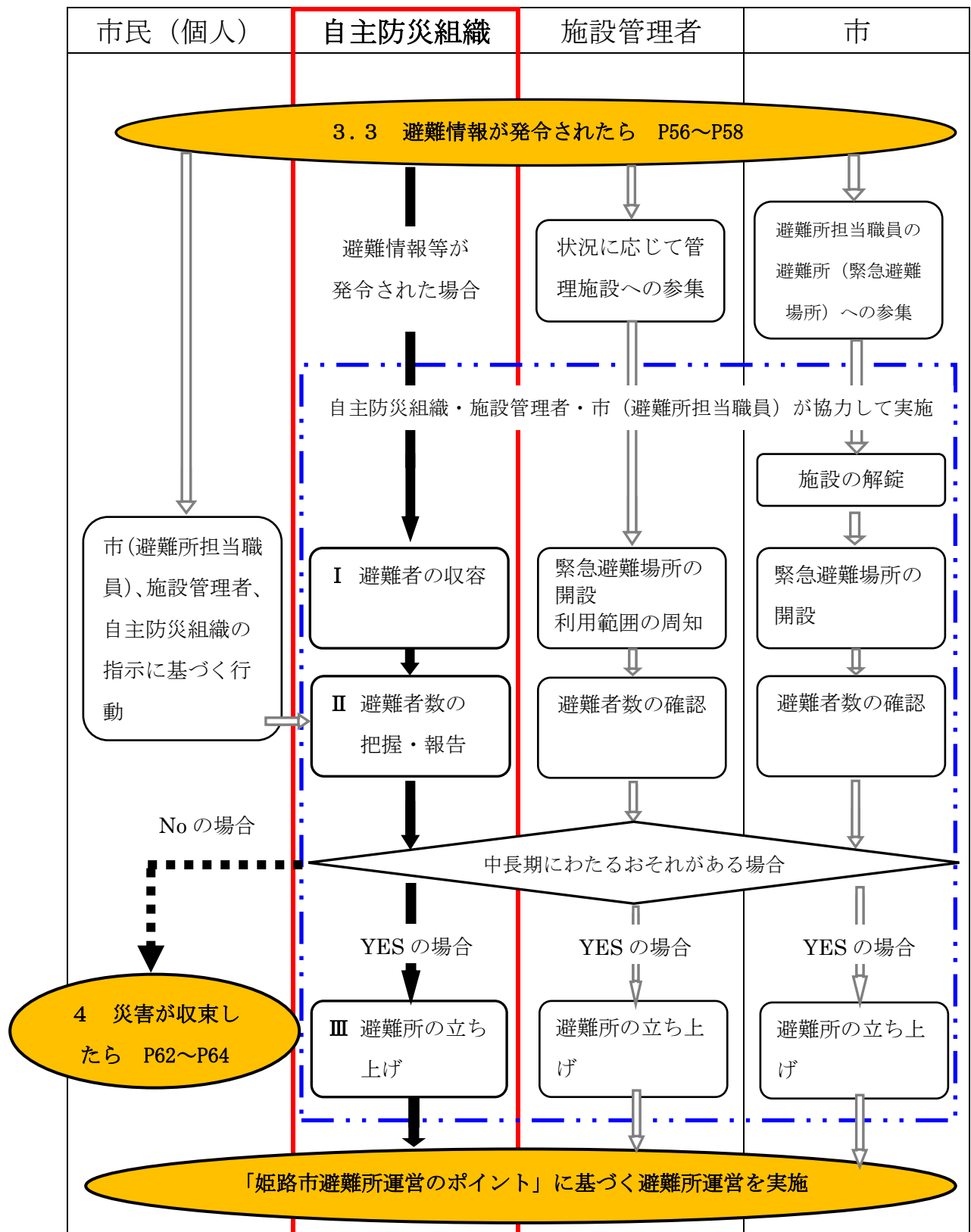
- 連絡網を事前に作成しておきましょう。

【 参 考 】

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・ 避難情報の種類及び内容 | 《 P68参照 》 |
| ・ 特別警報 | 《 P68参照 》 |
| ・ 避難情報の発令の判断基準及び対象地区 | 《 P68参照 》 |
| ・ 各種情報等の収集先 | 《 P81参照 》 |
| ・ 自治会放送 文例 | 《 P89参照 》 |

3.4 避難所（緊急避難場所）の開設

1 活動の流れと役割分担



2 活動内容の解説

I 避難者の収容

建物の安全が確認できれば、避難者を建物内（施設管理者が許可した使用可能なスペース）に誘導します。

II 避難者数の把握・報告

必要に応じて、受付の設置や避難者家族票の活用など、避難者数が把握でき次第、市職員（避難所に参集した避難所担当職員）に伝えます。

III （中長期にわたるおそれがある場合）避難所の立ち上げ

自主防災組織、施設管理者、市（避難所担当職員）、避難者で、協力・役割分担して避難所の立ち上げを行います。詳細は、「姫路市避難所運営のポイント」を参照してください。

3 平常時の準備

- 「姫路市避難所運営のポイント」を事前に把握しておきましょう。



コラム⑪

地域の活動や行事と結びついた連携の考え

地域の活動や行事と防災活動を結びつけることによって、防災活動は地域における活動の幅を広げる有効な手段となる場合があります。

例えば、だんじり祭りで有名な岸和田市では、だんじり小屋という拠点や小屋の中にある様々な資機材、さらにはお祭りを支える人的ネットワークといった地域資源を、いざというときに防災への転換可能なハード（拠点）やソフト（ネットワーク）として有効活用し、防災への取り組みを進めている地域があります。

このように、地域の行事や活動の中には、地域防災に結びつくテーマや技術、資源、ネットワーク等、いざという時のための訓練や災害時の活動に転換できるものが数多く備わっています。

こうしたことは、お祭り以外の活動にも、日常的な教育、福祉、環境美化、青少年健全育成等各種の地域活動でもみられ、暮らしと結びついた防災活動は、住民にとっても、普段の活動の延長線上に自主防災活動があるという意識の高揚にもつながるため、自主防災組織を長続きさせ、活動の活性化にもつながる効果的な取り組みといえます。

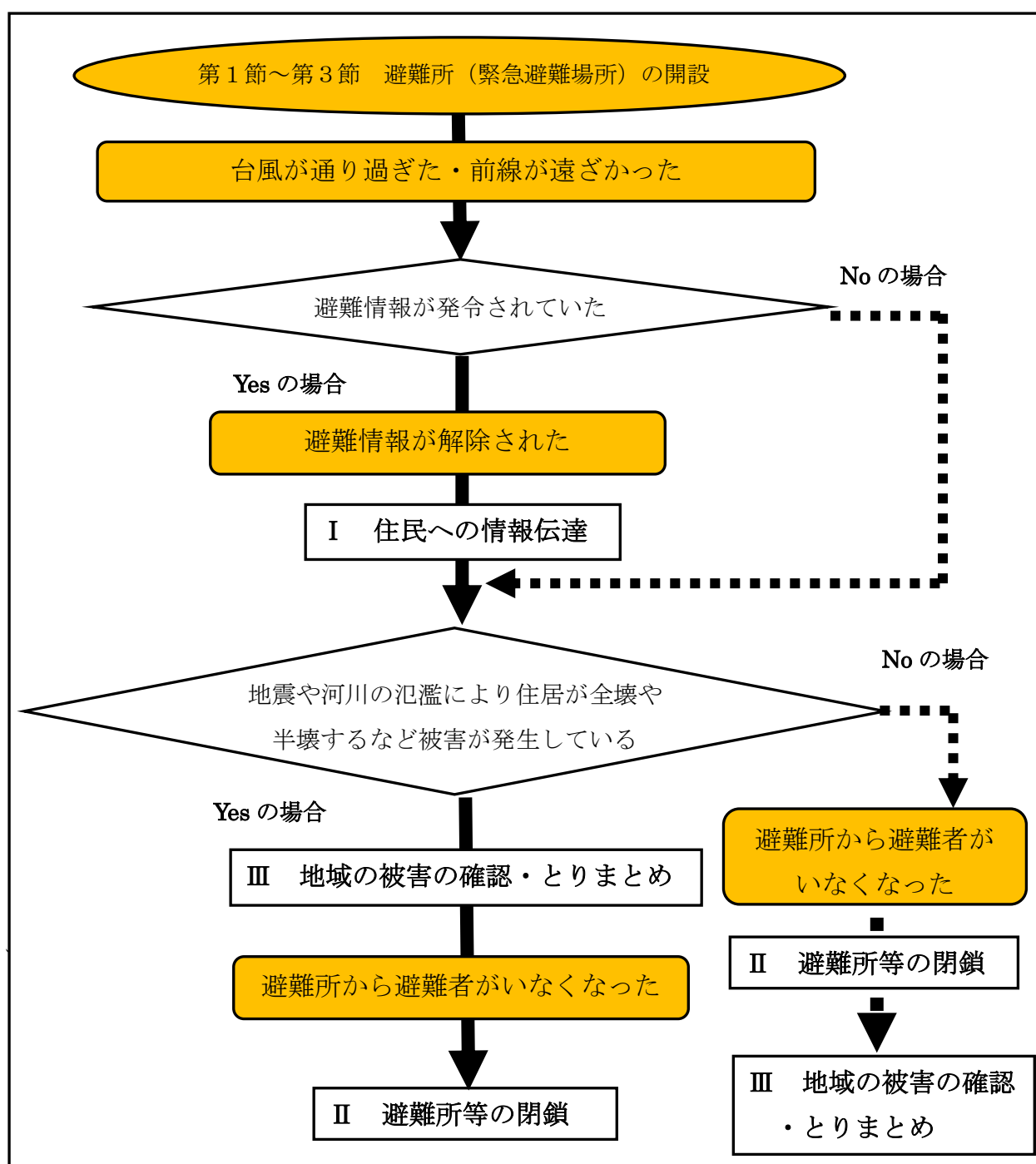


第4節 災害が収束したら

この節では、地震が落ち着いた、台風が通り過ぎた、前線等が遠ざかった等、災害が収束に向かう際に、自主防災組織がどのような活動をすべきかについて解説します。

災害収束時の自主防災組織の全体フローは次のとおりです。フロー中の番号は、以降の項番号に対応しています。

【災害収束時のフロー】



1 活動内容の解説

I 住民への情報伝達

発令中の避難情報が解除されたときは、住民にその旨を伝達します。

- 自治会放送
- 連絡網による電話連絡
- 消防団、民生委員・児童委員など、地域関係者への連絡

II 避難所等の閉鎖

避難者がいなくなったら、避難所等（緊急避難場所、自主避難場所及び一時避難場所を含む）を閉鎖します。

- 避難所等の清掃、後片付け（原状復帰）
- 避難所閉鎖完了報告（市（避難所担当職員））

III 地域の被害の確認・とりまとめ

状況が落ち着いた時点で、地域内の被害状況を取りまとめ、必要な処置を行います。

- 確認事項
 - ・ 住家の被害状況（床上浸水、床下浸水 など）
 - ・ 道路、河川、斜面、ため池などの崩落箇所
- 被害があれば下記の処置を行います。
 - ・ 関係機関への連絡
 - ・ 災害にあわれた住民への支援策の周知
- コミュニティ防災倉庫内の資機材等の報告

土のう袋等の消耗品の使用数や、破損等により点検が必要となる資機材について、市（危機管理室）に報告を行います。

なお、地震や河川の氾濫により住居が全壊や半壊するなどの被害が発生している場合は、上記ⅡとⅢの順番が入れ替わります。

2 注意点

- 被災ゴミの収集場所を決定しましょう。
- 消毒剤は単位自治会ごとに提供しますので、取りまとめて報告しましょう。

【 参 考 】

・ 災害にあわれたら

《 P84参照 》

コラム⑫

自主防災組織に期待するもの

戦前の地球物理学者である寺田寅彦は、「災害は忘れた頃にやってくる」という警句を残したといわれています。

いざというときに地区居住者等が、行政と連携して、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できることは、地域防災力の向上につながり、平常時・災害時等を通じた地域コミュニティにおける住民の生活や事業者の活動等の維持・活性化につながります。

一方で、災害時は計画外のことが多数発生するので、全てを計画化することはできません。そのため、災害時に計画外のことが発生しても、地域コミュニティにおいて適切に対応できる体制を構築し、知恵を伝承し、人材を鍛えることが重要です。

地域コミュニティにおいて、①人的なネットワーク、②お互い様の意識（規範・互酬性）、③相互の信頼関係等が構築されている場合は、共助による活動が盛んであり、防災や復興にも良い影響があるともいわれています。

このような①～③の要素を中心として、社会的な効率性を高めるものとして、「ソーシャル・キャピタル」という用語が学術的に使われることがありますが、このような「ソーシャル・キャピタル」を促進することによって、日頃の地域コミュニティにおける良好な関係を維持することが、いざというときに地域コミュニティにおいて効果的な防災活動を実施することにつながります。

また、防災活動をきっかけとして共助による活動が活性化し、地域コミュニティの良好な関係を構築する可能性もあります。

かつて、我が国の自主防災組織の仕組みを参考に、アメリカのCERT（Community Emergency Response Teams）の仕組みが考案されたように、今後の自主防災組織の活動が更なる世界のモデルとなることを願っています。

第5章

資料編

1 連合自治会長の役割

本手引きには、主に単位自治会(長)が行うことについて記載していますが、連合自治会(長)は、次に挙げることに関する地区内での対応等についても、協議しておきましょう。

I 校区全体の概況把握

過去の浸水箇所、浸水想定区域、土砂災害警戒区域 など

II 各連絡先の確認

- 単位自治会長
- 消防分団
- 民生委員・児童委員
- 小学校等の拠点避難所(校長・教頭)
- 避難所担当職員(市職員)

III (必要に応じて)市が開設する自主避難場所の開設依頼

避難情報が発令される以前に、自主的な避難を希望される方を対象に、市は地域で開設される一時避難場所を補完するために、自主避難場所の開設を行っています。

住民から自主避難についての問合せがあるなど、市による自主避難場所の開設が必要と判断する場合は、市に対し、9時から17時頃の間自主避難場所の開設を依頼します。

(災害警戒本部：221-2200)

市は、開設の基準を満たしていれば、該当の地区に1箇所、自主避難場所を開設します。

(※ 自主避難場所の設置方針) 《P78参照》

開設の結果は、市から該当地区の連合自治会長へ電話連絡し、住民への周知を依頼しますので、自治会から住民に対しスムーズに情報伝達できるようにお願いします。

また、開設する場合は、ひめじ防災ネットによるメールでのお知らせも行います。

(※ 事前に、ひめじ防災ネットにメールアドレスの登録が必要)

なお、自治会関係者は、施設の鍵の受け渡しなど、特段の必要がなければ、必ずしも自主避難場所に行く必要はありません。

IV 避難情報の伝達ルート

避難情報の発令時には、市災害対策(警戒)本部から連合自治会長に連絡しますので、住民への周知をお願いします。

単位自治会に対しスムーズに情報伝達ができるよう、連絡網・連絡手段等を必ず整備しておいてください。

V 避難者数の確認

避難者数を確認し、市(避難所担当職員)や施設管理者と情報を共有します。

VI 中長期にわたる場合の避難所運営の全体コーディネート

「姫路市避難所運営のポイント」に記載のとおり、避難所の運営は、自治会が主となり、市(避難所担当職員)や施設管理者と連携しながら、運営することとしています。

また、避難所には、複数の自治会が集まることがあります。

避難所運営について、自治会、市(避難所担当職員)、施設管理者等で協議し、円滑な避難所運営がなされるようコーディネートをお願いします。

VII 代理者等の確認

避難情報の発令時など、連合自治会としての対応に追われる場合であっても、単位自治会長としての役割が果たされるよう、代行者を決めておく、役割分担を決めておくなどの対応をお願いします。

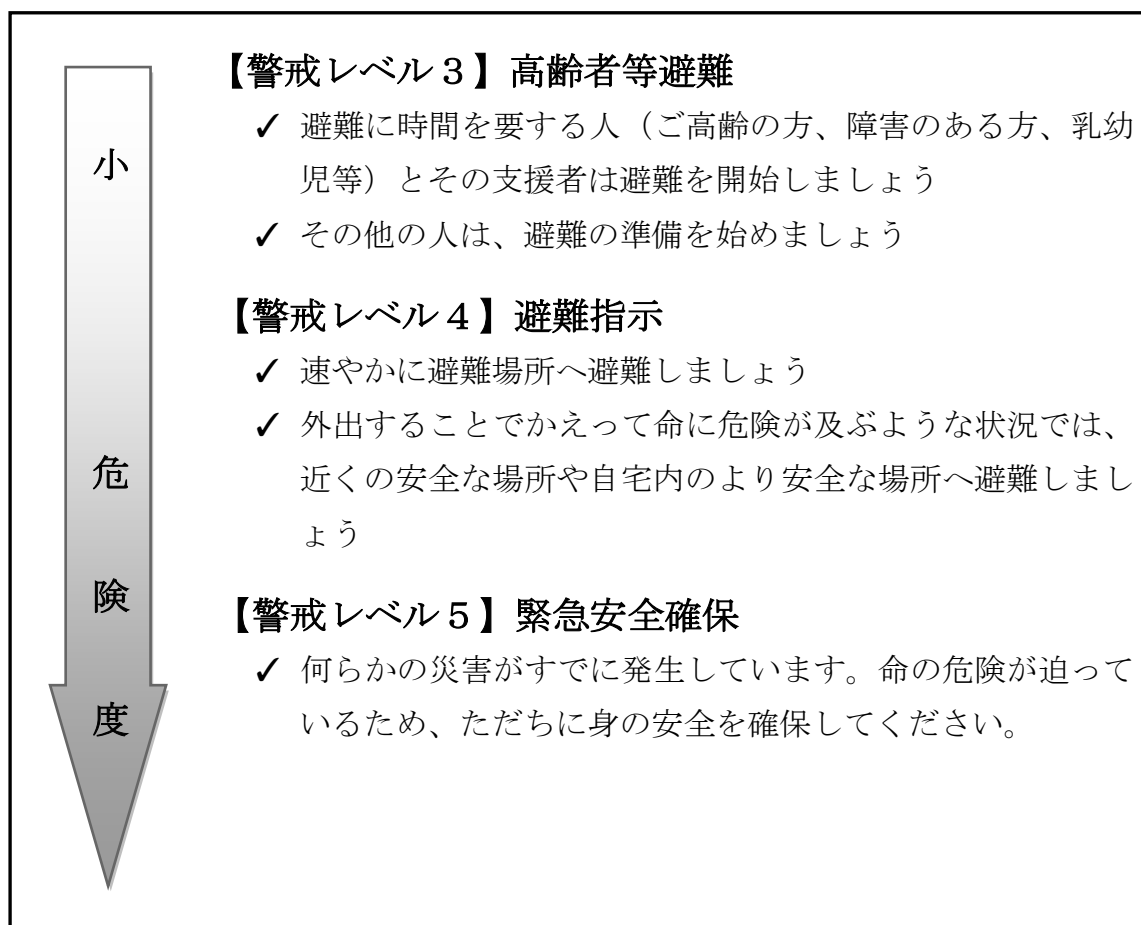
VIII 地域の被害の確認・とりまとめ

状況が落ち着いた時点で、被害状況やコミュニティ防災倉庫の資機材の使用について、市や関係機関に報告します。

2 避難情報の種類及び内容

市から発令される避難情報は、「高齢者等避難」「避難指示」及び「緊急安全確保」の3種類です。

以下に、それぞれの「危険性の度合い」及び「取っていただくべき市民の行動」を記入していますので、参考としてください。



3 特別警報

大雨の場合、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。

暴風、高潮、波浪などについても、数十年に一度の規模が予想される場合に発表されます。

4 避難情報の発令の判断基準及び対象地区

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等の報告などから総合的に判断し発令します。

[洪水予報河川]

■ 揖保川

河 川 名	揖保川 水位観測所：龍野
対象地区（L1）	網干、勝原、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部
（L2）	広畑第二、網干、広畑、八幡、勝原、英賀保、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・避難判断水位（レベル3水位）である3.30mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	・氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達した場合 ・氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達していないものの、氾濫開始相当水位である5.22mに到達することが予想される場合 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（紫）」になった場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・引原ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・氾濫開始相当水位である5.22mに到達した場合 ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、水防団からの報告等により把握できた場合）

■ 市川

河 川 名	市川（砥堀生野橋から河口まで） 水位観測所：砥堀
対象地区（L1）	増位、白浜、飾磨、城北、荒川、手柄、花田、御国野、四郷、東、城東、高浜、英賀保、津田、妻鹿、城西、水上、砥堀、船場、糸引、城乾、八木、広峰、豊富、野里、城陽、白鷺

(L2)	増位、白浜、飾磨、城北、荒川、手柄、花田、御国野、四郷、東、城東、高浜、英賀保、津田、妻鹿、城西、高岡、水上、砥堀、船場、糸引、城乾、八木、別所、広峰、豊富、野里、城陽、白鷺
高齢者等避難 【警戒レベル3】	- 避難判断水位(レベル3水位)である5.2mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 - 氾濫危険水位(レベル4水位)である5.6mに到達することが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合) - 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合 - 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	- 氾濫危険水位(レベル4水位)である5.6mに到達した場合 - 氾濫危険水位(レベル4水位)である5.6mに到達していないものの、氾濫開始相当水位である〇.〇mに到達することが予想される場合 - 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になった場合 - 異常な漏水・侵食等が発見された場合 - 生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 - 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 - 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル5】	- 国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 - 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 - 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) - 決壊や越水・溢水の発生した場合(氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合)

※ 水位の予測は、兵庫県のフェニックス洪水危険情報通報システムの予測水位で確認する。

[水位周知河川]

■ 林田川

河川名	林田川 水位観測所：穴部
対象地区(L1)	林田、安富南、安富北
(L2)	林田、安富南、安富北
高齢者等避難 【警戒レベル3】	- 避難判断水位(レベル3水位)である2.20mに到達した場合 - 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位(レベル４水位)である 2.30m に到達した場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) ・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)

河 川 名	林田川 水位観測所： 菅
対象地区 (L1)	余部
(L2)	余部
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・避難判断水位(レベル３水位)である 1.80m に到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位(レベル４水位)である 2.0m に到達した場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため) ・決壊や越水・溢水の発生した場合(水防団からの報告等により把握できた場合)

※菅観測所における基準水位は、国の新たな基準に基づいており、また、本市を対象とした基準ではないため、発令については、基準水位を参考に巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。

■ 天川

河 川 名	天川 水位観測所： 天川
対象地区 (L1)	御国野、谷内、谷外、別所
(L2)	白浜、花田、御国野、四郷、谷内、谷外、糸引、別所
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・避難判断水位(レベル３水位)である 3.70m に到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位(レベル４水位)である 3.90m に到達した場合 ・異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)

緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
--------------------	--

■ 市川(砥堀生野橋から上流)

河 川 名	市川(砥堀生野橋から上流) 水位観測所 : 福崎
対象地区 (L1)	船津、中寺、香呂、香呂南
(L2)	船津、中寺、香呂、香呂南
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・避難判断水位(レベル３水位)である 5.30m に到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位(レベル４水位)である 5.7m に到達した場合 ・異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・生野ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)
緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

※ 水位の予測は、兵庫県のフェニックス洪水危険情報通報システムの予測水位で確認する。

■ 夢前川

河 川 名	夢前川 水位観測所 : 古知之庄、書写、下手野
対象地区 (L1)	広畑第二、荒川、広畑、八幡、曾左、勝原、高岡西、白鳥、英賀保、津田、高岡、青山、峰相、南大津、大津、安室、安室東、置塩、古知、菅生、前之庄、大津茂、勘野
(L2)	広畑第二、網干、飾磨、荒川、手柄、広畑、八幡、曾左、勝原、高岡西、白鳥、高浜、英賀保、津田、城西、高岡、青山、峰相、南大津、大津、安室、安室東、船場、置塩、古知、菅生、前之庄、旭陽、大津茂、余部、勘野、上菅
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・避難判断水位(レベル３水位)である古知之庄 2.20m、書写 2.50m、下手野 4.20m に到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位(レベル４水位)である古知之庄 2.60m、書写 3.40m、下手野 4.50m に到達した場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)

緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）
--------------------	--

■ 菅生川

河 川 名	菅生川 水位観測所：護持、実法寺
対象地区（L１）	白鳥、峰相、菅生、上管、苅野
（L２）	白鳥、峰相、曾左、菅生、上管、苅野
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・避難判断水位（レベル３水位）である護持 4.10m、実法寺 4.20m に到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位（レベル４水位）である護持 4.50m、実法寺 4.70m に到達した場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

■ 大津茂川

河 川 名	大津茂川 水位観測所：勝原
対象地区（L１）	網干、勝原、太市、南大津、大津、旭陽、大津茂、余部、伊勢
（L２）	広畑第二、網干、広畑、八幡、勝原、英賀保、太市、南大津、大津、旭陽、大津茂、網干西、余部、伊勢
高齢者等避難 【警戒レベル３】	・避難判断水位（レベル３水位）である 3.10m に到達した場合 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル４】	・氾濫危険水位（レベル４水位）である 3.30m に到達した場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル５】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水の発生した場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

[水位情報が周知されない中小河川、水路等]

水位情報が周知されない中小河川、水路等の増水等があった場合における避難情報等の発令の判断基準は、次表のとおりとする。

種 類	判 断 基 準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い場合 ・洪水警報が発表され、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示 【警戒レベル4】	・近隣で浸水被害、道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ・洪水警報が発表され、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため） ・決壊や越水・溢水が発生し、住民に危険が及ぶおそれがある場合（水防団からの報告等により把握できた場合）

また対象地区は次表のとおりとする。

河 川 名	対象地区（L1）	対象地区（L2）
八家川	白浜、四郷、糸引、八木	白浜、四郷、妻鹿、糸引、八木
船場川	増位、城北、荒川、手柄、城西、水上、船場、城乾、広峰、野里、白鷺	増位、飾磨、城北、荒川、手柄、東、城東、高浜、英賀保、津田、城西、高岡、水上、砥堀、船場、城乾、広峰、野里、城陽、白鷺
西浜川		大塩、的形
汐入川	広畑第二、勝原、南大津、大津、大津茂	広畑第二、広畑、八幡、勝原、南大津、大津、大津茂
野田川	飾磨、高浜	飾磨、城東、高浜、津田、城陽、白鷺

[高潮による浸水]

区域名	網干地区	飾磨地区	白浜地区	家島地区
現地潮位計 基準港潮位計	南大津、網干西 各地区の一部	飾磨橋西、津田 各地区の一部	白浜、八木、糸 引、的形、四郷 各地区の一部	家島、坊勢各地区の一部

現地潮位計 基準港潮位計	飾磨港潮位計	飾磨港潮位計	飾磨港潮位計	家島港潮位計
高齢者等避難 【警戒レベル3】	潮位が「警戒潮位 (T. P. +2. 10m) に達する見込みがあり、高潮による災害が発生するおそれがあるとき。			潮位が「警戒潮位 (T. P. +1. 70m) に達する見込みがあり、高潮による災害が発生するおそれがあるとき。
	- 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、兵庫県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合			
避難指示 【警戒レベル4】	- 高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合 - 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）			
緊急安全確保 【警戒レベル5】	- 水門、陸閘等の異常が確認された場合 - 海岸堤防等が倒壊した場合 - 異常な越波・越流が発生した場合 - 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合（高潮氾濫発生情報が発表された場合）			

[土砂災害]

以下の基準を参考に、土砂災害警戒情報、予想される雨量情報、土砂災害の前兆現象、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避難情報を発令する。

種 類	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	- 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）となった場合。 - 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。）（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合。 - 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）となった場合。 - 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。（夕刻時点で発令） - 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合。（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

緊急安全確保 【警戒レベル5】	・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報【土砂災害】）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ・土砂災害の発生が確認された場合
----------------------------	--

※ 発令対象区域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で、発令判断基準に該当する地区の土砂災害警戒区域とする。ただし、土砂災害警戒区域の指定の有無に関わらず、土砂災害の前兆現象が発生した場合などは、危険と判断した区域についても発令対象区域とする。

5 避難所等の種類

- 段階により避難所等を開設する目的や運営者が異なります。
- 同一施設でも、段階により呼び名が変わります。

災害の 局面				
避難所の 種類	一時避難場所	自主避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所
開設者	自主防災組織	市		
開設の 目的	避難情報が発令されていない段階において、自宅での待機に不安を持つ住民の要望に基づき独自に開設	避難情報が発令されていない段階において、自宅での待機に不安を持つ市民の問合せがあり、かつ、基準を満たした場合に、地元が開設する一時避難場所を補完するために開設	災害の危険から命を守るため緊急的に避難をする場所	災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定
運営者	・ 自主防災組織	・ 市(避難所担当職員) ・ (場合により施設管理者)	・ 自主防災組織 ・ 市(避難所担当職員) ・ 施設管理者	・ 自主防災組織 ・ 市(避難所担当職員) ・ 施設管理者

6 市が開設する自主避難場所の設置方針

1 市が開設する自主避難場所の位置付け

この自主避難場所は、災害対策基本法に基づく市地域防災計画に定めている指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所等」という。）とは異なり、避難指示等の避難情報を発令していない段階において、自宅での待機に不安を持つ市民からの問合せに基づき、市が開設する一時的な避難場所をいう。

※ 自治会（自主防災会）が安全な区域（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の区域外）にある一時避難場所（地域の集会所等）を自主避難場所として、引き続き、開設・運営されることについては差し支えないものとする。

2 開設の基準

住民から要望がある場合、自主避難場所を開設する。

(1) 台風の場合

以下の①～④を全て満たす場合

① 台風の大きさ

大型から超大型（強風域半径500km以上）

② 台風の強さ

非常に強いから猛烈な（中心付近の最大風速が44m/s以上）

③ 台風が上記①及び②の勢力を保ったまま、兵庫県に上陸、または接近する恐れがある場合

④ 台風の最接近が夜間（日没後）になることが見込まれる場合

(2) 避難指示等の避難情報の発令には至っていないが、長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合

※ ただし、気象状況や他市町の被害状況から開設を適当と市が判断する場合は、自主避難場所を開設する。

3 市民からの問合せの受付時間

安全な避難を目的に、自主避難を希望する者は、9時から17時頃までの間に、市（危機管理室）に問合せを行う。

4 開設する場所

(1) 各地区連合自治会に1箇所開設する。

(2) 開設する避難所は、原則、拠点避難所である各小学校とする。ただし、谷外校区は城山中学校、四郷校区は見野の郷交流館、別所校区は東中学校、安富地区はネスパルやすとみとする。

※ 原則、土砂災害警戒区域及び浸水予想区域（洪水、高潮等）以外の地域から市施設を選定する。

※ 上記に係わらず、状況に応じてその他の施設を開設する。

※ 開設場所の変更を希望する場合は、別途、協議します。

5 市の役割について

(1) 自主避難場所開設依頼の受付・判断

(2) 自主避難場所の開設

- ・ 各自主避難場所へ職員を1人以上配置する。

(3) 市民への周知

- ・ 平素における自主避難場所の周知（市HP、広報紙等）
- ・ 自主避難希望者への案内（防災ネット、市HP等）
- ・ 開設決定後の周知（該当地区の連合自治会長へ電話連絡、防災ネット、市HP等）

(4) 自主避難場所の運営

6 自治会（自主防災会）の役割について

自主避難場所の開設・運営については、特にありません。

※…安全な区域外に居住する要援護者への連絡や避難支援などの役割を担う

7 自主避難場所の利用にあたっての住民への依頼について

問合せのルールのほか、平素の広報で周知を図る依頼内容は以下の通りとする。

- ・ 自主避難場所と自宅間の移動については、避難される方の責任において安全を確保してください。
- ・ 駐車場については、徒歩、自転車及びバイクでの移動が困難な方を優先しますので、駐車場が不足する場合は、地区連合自治会でご対応ください。
- ・ 自主避難場所は、自主的かつ一時的な避難場所であることから、食料や日用品などは提供しません。あらかじめ、食料・飲料水、毛布、携帯ラジオ、着替え等の最低限の必要品を準備してください。

- ・ 自主避難場所内は禁煙です。また、酒類の持ち込みも固くご遠慮願います。
- ・ ペットの同行避難をする場合は、ケージ等を持参していただき、避難者とは別のスペースに避難させるなど、ペットの苦手な方への配慮をお願いします。
- ・ 指定した部屋やトイレ以外を使用したり、断りなく備品等に手を触れないでください。
- ・ ゴミは各自で持ち帰るとともに、退所時には入所者が相互協力の上、使用した部屋等の清掃をお願いします。
- ・ 気象・災害情報の収集については、避難場所にあるラジオ、または各自でご持参の携帯ラジオ、携帯電話等で収集してください。

7 各種情報等の収集先

○ 地震情報

気象庁 地震情報	https://www.jma.go.jp/jp/quake/index.html	
市内 震度情報	http://www.city.himeji.lg.jp/bousai/	
J-RISQ 地震速報	http://www.j-risq.bosai.go.jp/	地震毎の震度の分布情報

○ 気象警報・注意報

気象庁（姫路市）	https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_2820100.html	
兵庫県の気象情報	http://web.bosai.pref.hyogo.lg.jp/	過去履歴（警報・注意報）確認可能

○ 雨量情報

川の防災情報	http://www.river.go.jp/	
気象庁大雨警報（浸水害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html	

○ 河川情報

川の防災情報	（雨量情報と同一）	
川の水位情報	http://k.river.go.jp	
気象庁洪水警報の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html	
話そうはりま（一級河川）	http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php	
兵庫県河川監視システム（二級河川）	http://www.rivercam.info/	

○ 土砂災害情報

気象庁	http://www.jma.go.jp/jp/dosha/	
兵庫県地域別土砂災害危険度	http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/chiikidosya/	

○ 潮位情報

気象庁 潮位観測情報（姫路 飾磨）	https://www.jma.go.jp/jp/choi/graph.html	潮位は T. P. 表示
気象庁 天文潮位（姫路 飾磨）	http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/db/tide/suisan/suisan.php	潮位は潮位表基準面表示
兵庫県海の防災情報	http://www.hyogo-kouwan.info/jsp/	姫路、家島の潮位実況（T. P. 表示）

○ 津波情報

気象庁 津波情報	https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/	
----------	---	--

○ 道路情報

兵庫県道の情報	http://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/douroinfo/	交通情報、工事規制情報
話そうはりま	http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/livecam/road_cam/2line/index.html	国道 2 号（姫路バイパス）ライブカメラ
道路防災情報 Web マップ	http://www.kkr.mlit.go.jp/road/doro_bosaijoho_webmap/main/index.html	事前通行規制区間

○ ライフライン

関西電力	http://www.kepco.co.jp/sp/teideninfo/	関西電力管内全域の停電情報
大阪ガス	https://www.osakagas.co.jp/area-exhibition/	ガス供給停止状況
N T T	https://www.ntt-west.co.jp/notice/disaster/	故障・災害に関するお知らせ

○ 公共交通

JR 西日本	https://trafficinfo.westjr.co.jp/kinki.html	運行状況
山陽電車	http://www.sanyo-railway.co.jp/sp/	運行状況
神姫バス	https://www.shinkibus.co.jp/sys/lines/	運行状況

○ その他

兵庫県 C G ハザードマップ	http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	各種ハザードマップ (洪水・土砂災害・津波・高潮・ため池)
ひめじw e b マップ	https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/	各種ハザードマップ (洪水・土砂災害・津波・高潮) 認定道路 (市道)
ひめじ防災w e b	http://www.city.himeji.lg.jp/bousai/	避難指示等・避難所 開設情報・震度情報・雨量情報・被害情報

8 災害にあわれたら（R1.5 現在）

■ り災証明書について

- 災害にあわれた方が、保険の請求等をするときに、「り災証明書」が必要になる場合があります。

窓 口	電 話
主税課	2 2 1—2 2 4 7, 2 2 4 8

- ※ 被害を受けた場合は、お問い合わせください。被害の調査に伺います。
被害調査に基づき、り災証明書を発行します。
火災の場合は、最寄りの消防署にお問い合わせください。

■ 消毒剤の配布について

家屋等が床上浸水した場合に、状況に応じて自治会単位（もしくは所有者及び管理者）に消毒液を配布しています。

窓 口	電 話
保健所	2 8 9—1 6 3 1, 1 6 3 3, 1 6 3 5

- ※ 浸水箇所をしっかりと水洗いしていただければ基本的には消毒は必要ありません。

■ 災害ごみの処理について

- 一般家庭において災害により発生したごみを自ら持ち込む場合、必ず事前に各美化センターにご連絡ください。ごみ処理手数料が減免できる場合もあります。

地域	窓 口	電 話
家島地域	家島美化センター	3 2 5—2 1 3 3
夢前・香寺地域	くれさかクリーンセンター	3 3 5—3 6 7 0
安富地域	にしはりまクリーンセンター	0 7 9 0—7 9—8 5 5 0
上記以外の地域	エコパークあぼし	2 7 2—5 5 5 1

- 一般家庭において水害等により発生した大量のごみ（畳・家具等）については、ごみステーションに出すことができません。ただし、各自治会で取りまとめ及び分別できる場合は、下記の担当課にご相談ください。

地域	窓 口	電 話
家島地域	家島美化センター	3 2 5—2 1 3 3
夢前・香寺・安富地域	北部美化事務所	0 7 9 0—6 6—2 4 7 1
上記以外の地域	美化業務課	2 2 1—2 5 0 0

■ し尿の処理について

- 水害による減免を必要とされる方は、各自治会で取りまとめのうえ、中部衛生センターへ連絡してください。

窓 口	電 話
中部衛生センター	2 3 5 － 7 5 1 8

■災害見舞金等制度

- 姫路市災害見舞金等支給規則による支給

住家の被害の程度（半焼・床上浸水以上）により見舞金及び毛布が被害世帯主に支給されます。

- 日本赤十字社災害見舞品

住家の被害の程度（半焼・床上浸水以上）により毛布及び緊急セットが支給されます。

窓 口	電 話
保健福祉政策課	2 2 1 － 2 3 0 4

■ 災害にあわれた後の各種手続き

- 災害によって消失した各種免状や証書類の再発行、市税の減免、保険の請求手続き等は次のとおりです。

また、手続きの際に「り災証明書」又は「り災届出証明書」が必要になる場合があります。

項 目	手続き内容等	窓 口
保険金の請求	加入保険会社にお問い合わせください	加入保険会社
市税の減免 ※各税目により要件が違いますので確認してください。	市民税・県民税に関する事	市民税課 個人住民税担当 (221-2261～2264)
	固定資産税に関する事 都市計画税に関する事	資産税課 (221-2279～2283)
運転免許証	住所地域の警察署で申請してください	姫路警察署 (222-0110) 飾磨警察署 (235-0110) 網干警察署 (274-0110)
預金通帳等	加入金融機関にお問い合わせください	加入金融機関

項 目	手続き内容等	窓 口
国民健康保険証	市役所、最寄りの支所等で申請してください	国民健康保険課 (221-2345)
介護保険被保険者証	市役所、最寄りの支所等で申請してください	介護保険課 (221-2445)
後期高齢者医療 被保険者証	市役所、最寄りの支所等で申請してください	後期高齢者医療保険課 (221-2315)
福祉医療費受給者証	市役所、最寄りの支所等で申請してください	保 健 福 祉 政 策 課 (221-2307)
印鑑登録証・登録印	市役所、最寄りの支所等で申請してください	住 民 窓 口 セ ン タ ー (221-2365)
特別永住者証明書 (カード)	市役所、最寄りの支所等で申請してください	住 民 窓 口 セ ン タ ー (221-2355)
マイナンバーカード・通知カード	市役所、最寄りの支所等で申請してください	住 民 窓 口 セ ン タ ー (221-2150)
パスポート	旅券事務所で申請してください	旅券事務所姫路出張所 (224-3410)

■ 災害にあわれたときの相談窓口

項 目	市 担当課室・電話
介護保険料及び介護保険利用者負担額の減免	介護保険課 保険料減免 221-2445 利用料負担額減免 221-2449
国民健康保険料及び医療費の一部負担金の減免	国民健康保険課 保険料減免 221-2345 一部負担金減免 221-2341
国民年金保険料の免除申請	国民健康保険課（国民年金窓口センター） 221-2332
後期高齢者医療制度の一部負担金・後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険課 221-2315
廃棄物の処理	美化業務課 221-2500

9 コミュニティ防災倉庫資機材一覧表

資機材名	数 量	仕 様 等
防災倉庫(コンテナ)	1基	4,000mm×2,400mm×H2,400mm 外壁アルミ 9.6㎡
物品棚	2台	
組立式リヤカー	1台	アルミ製 ノーパンクタイヤ 積載重量 150kg
可搬式自家発電機	2台	600VA/EX6、850VA/EF900FW
コードリール	3個	定格125AV-15A コード30m以上 コンセントU×4
LED投光機	4セット	100W 三脚付き
梯子(脚立)	1脚	鋼管製 ニつ折り 長さ3.67m 重量8.7kg
チェーンソー	2台	排気量40cc 空冷2サイクル 重量4.2kg
油圧ジャッキ	2台	単動分離式 S-MS-300 爪荷重15t×143mm
油圧ジャッキ	5台	標準・低型油圧式 MS-3 荷重3t
救助器具セット	2セット	箱入り(ハール・スコップ・ハンマー・ツルハシ・ジャッキ・ノコギリ・ロープ等)
三角巾	30枚	折り畳み式(大) 105cm×105cm×150cm
担架	2台	四つ折り アルミパイプ製 2,030mm×540mm 重量6.5kg
毛布	20枚	難燃性 140cm×200cm 真空包装 10枚×2箱
組立式水槽	1基	1,000リットル 直径1,350mm×H700mm
消火用バケツ	20個	10リットル ポリエチレン製
燃料携行缶	2個	10リットル 390mm×277mm×H179mm 重量1.9kg
スコップ	3本	丸型 JIS規格
土のう袋	500枚	480mm×620mm ポリエチレン製 ※…吸水土のう袋
ポリタンク	10個	20リットル 抗菌タイプ コック付 ポリエチレン製
警戒ロープ	1巻	トラロープ 12mm×200m 強度1.44t
立入禁止用テープ	2巻	警戒テープ(1巻き50m)
防水シート	20枚	ブルーシート 3.6m×3.6m(10枚) 5.4m×3.6m(10枚)
仮設トイレ	1台	組立式トイレ、付属品一式(トイレトペーパー等)
防災資機材セット	1式	(旧姫路市)クリップ2、ハール5、片口ハンマ5、のこぎり5、スコップ5、ツルハシ5、簡易担架2、収納ケース1 ※地域の実情に応じて、消防分団車庫に配置している地区もある。
		(旧町)ハンマー1、ゴムボーイ2、番線カッター1、丸型スコップ3、レスキューアックス2、デコハール2、ツルハシ1、掛矢1、鳶クチ2、非常用水バケツ5、四つ折担架1、拡声器1、防水ライト1、トラロープ1、ヘルメット5、ケブラー手袋5 等 収納ケース1 重量 約35kg

軍手	120双	10ダース
サーキュレーターアイ mini	1個	
ベンリートイレ	2個	折りたたみトイレ
トイレットペーパー	1箱	100巻入り
ライト(手巻き式)	2個	手巻き発電・車充電両用式(乾電池不要) LED光度60000mcd
トランジスターメガホン	1個	サイレン付き(単2電池6個)
ホワイトボード	1枚	横90cm×縦60cm 付属品(イレーザー・マーカー・磁石)
大型炊き出し器(坊勢 地区)	1基	φ770mm×H959mm 250食～300食 満量120L、調理量58L
災害対策用浄水器(坊 勢地区)	1基	TORAY レトローム RC-600N 600～1000/1H

10 避難所物資一覧表

備品、消耗品

	小学校等 (拠点避難所)	中学校	公民館	その他施設
パン又はライスクッキー	96食	—	—	—
毛布	100枚	—	—	—
アルミレジャーマット	100枚	—	—	—
避難所運営用事務用品	一式	一式	一式	一式
ラジオ	1台	1台	1台	1台
ベスト	10着	10着	8着	8着
特設公衆電話	1台	1台	1台	—
ランタン(電池4本)	1個	1個	1個	1個
OAタップ	2個	2個	2個	2個
災害時多言語表示見本帳	1冊	1冊	1冊	1冊

感染症対策用物資

	小学校等 (拠点避難所)	その他の施設
麻袋	1袋	1袋
アルコール手指消毒液	2本	1本
体温計	1個	1個
マスク(大人)	2箱	1箱
マスク(小人)	1箱	1箱
フェイスガード	2個	1個
雨合羽	2個	1個
手袋	2箱	1箱
ゴミ袋(10枚入)	1組	1組
ペーパータオル	2袋	1袋
トイレットペーパー	1巻	1巻
養生テープ	4巻	2巻

感染症対策資機材

物品名及び数量表	小学校	中学校・高等学校・体育施設等	公民館等
段ボールベッド	5	5	0
折りたたみ式簡易ベッド	5	5	0
受付用アクリルパーテーション	1	1	0
テント生地簡易トイレ	2	1	1
テント生地更衣室(H1800)	4	4	2
テント生地パーティション(H1400)	10	10	0
プラパール製パーティション	0	0	1
スポットクーラー	3	3	0
大型扇風機(160W)※	3	3	0
サーキュレーター(17W)※	0	0	2
LED照明機器(20W45W 切り替え式)※	2	2	1
蓄電池(大約 2000Whor 小約 1400W)※	1(大)	1(大)	1(小)
足踏み式蓋付ゴミ箱	1	1	1

※物品は停電時においても蓄電池を利用し、換気等を促すために購入しています。

利用方法として、大型扇風機(160W×3台=480Wh)をフル稼働すると4時間程度で蓄電池の容量が尽きてしまうため、換気運転時間を調整することにより施設状況に応じて運用してください。換気の目安(30分程度に1回数分程度、窓を開け換気運転を行う。施設の容積や収容人数等に応じて対応をお願いします。ビル管理法による必要換気量毎時 30 m³/人)

11 自治会放送 文例

- 避難情報の発令時は、自治会の放送設備等で下記の文例を参考に、住民へ伝達くださいますようお願いします。

・【警戒レベル3】高齢者等避難の発令時

〔台風による大雨で、川の水位が上昇し、危険な状態であるため、
台風による大雨で、山の地盤が緩み、崖崩れの危険があるため、〕

_____地区に 警戒レベル3、高齢者等避難 が発令されました。

高齢の方など避難に時間のかかる方は、（ ※緊急避難場所 ）へ避難を始めてください。

（※…事前に、災害種別を確認し、緊急避難場所を選択してください。）

また、それ以外の人も、食料、水、毛布、懐中電灯などの非常持ち出し品の準備、避難所の確認、家族との連絡など、避難の準備をお願いします。

・【警戒レベル4】避難指示の発令時

〔台風による大雨で、川の水位が上昇し、はん濫する危険が高まったため、
台風による大雨で、山の地盤が緩み、崖崩れの危険が高まったため、〕

_____地区に 警戒レベル4、避難指示 が発令されました。

住民の皆さんは、近くの緊急避難場所に避難してください。

緊急避難場所は、（〇〇小学校、〇〇公民館、…）です。

（※…事前に、災害種別を確認し、緊急避難場所を選択してください。）

避難される際には、食料や水、毛布などを持参してください。

また、非常に強い雨が降ってきた時や、道路冠水している時など、避難ルートが危険な場合は、無理に避難せず、自宅や近所の2階など、安全な場所に避難してください。

- 台風接近時の際は、下記の文例を参考に住民への注意喚起に努めてください。

- ・ **【警戒レベル１】 台風が来る前の注意喚起**

台風 ____ 号の状況についてお知らせします。

台風は、明日の ____ 頃に、姫路市に最も近づく見込みです。

台風が接近する前に、風で飛びそうな物の固定、雨による浸水対策などをお願いします。

- ・ **【警戒レベル２】 台風接近時**

台風 ____ 号の状況についてお知らせします。

台風は、間もなく暴風域に入る見込みです。河川のはん濫や道路冠水、強風による被害のおそれがありますので、外出は極力控えてください。

また、念のために、食料、水、毛布、ラジオなどを準備するとともに、テレビやラジオなどで今後の台風情報に注意してください。

- 台風の接近などにもとない、一時避難場所である地域の集会所を開設する場合や市より自主避難場所の開設について連絡を受けた場合は、下記の文例を参考に住民への周知を行ってください。

- ・ **一時避難場所の開設のお知らせ**

台風の接近に伴い、〇〇時に一時避難場所を開設します。
場所は、〇〇集会所です。

自宅での待機に不安のある方は、明るいうちに、避難してください。

- ・ **【警戒レベル２】（市が開設する）自主避難場所の開設のお知らせ**

台風の接近に伴い、〇〇時に自主避難場所が開設されます。
場所は、〇〇小学校（又は 〇〇〇〇）です。

自宅での待機に不安のある方は、明るいうちに、避難してください。

また、避難される際には、食料や水、毛布などを持参してください。

- 南海トラフ地震等により、津波警報が発令された場合、下記の文例を参考に住民への周知を行ってください。

- ・ **津波警報の発令時**

津波警報が発令されました。津波浸水想定区域の内側の方は、区域の外側へ避難してください。

第 6 章

参考様式編

1 役割分担表

班名	担当者氏名 1	担当者氏名 2
	電話番号	電話番号
①本部		
②総務班		
③情報広報班		
④消火班		
⑤救助班		
⑥応急救護班		
⑦避難誘導班		
⑧給食給水班		
⑨施設管理係 (自治会管理の水門・ポンプ場等)		

2 非常時連絡先

①役職	氏名	電話番号
自治会長		
副会長		
役員 1		
役員 2		
役員 3		
役員 4		

②役職	氏名	電話番号
消防分団長		
消防分団副分団長		
民生委員・児童委員		

②機関名	電話番号
災害対策本部	221-2200
管轄消防署	

3 避難所（緊急避難場所）

施設名	避難所担当職員	電話番号	施設管理者	電話番号

4 避難所の開設・運営における役割分担

班名	担当者氏名 1	担当者氏名 2
①総務班		
②情報広報班		
③救護班		
④給食給水班		
⑤物資管理班		
⑥生活環境班		

作成・発行：姫路市政策局危機管理室

発行年月：令和4年3月

参 考：消防庁「自主防災組織の手引」

公益財団法人市民防災研究所 ほか